

～ 今を生き、次代を担う子どもたちが
健やかに育つことを願って ～

松本市子どもの未来応援指針



松 本 市

平成 29 年 4 月

はじめに

明日の社会を支えていくのは今を生きる子どもたちです。その子どもたちにとっては、未来に向け、様々な自分の可能性に挑戦できる環境が必要ですが、残念ながら、生まれ育った家庭の事情等に、その将来が左右されてしまうことも少なくありません。家庭の経済的な困窮を含め、子どもたちの成育環境は、その生活や成長及びその後の人生に様々な影響を及ぼしますが、その責任は子どもたちにはありません。

子どもたちの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、またその成育環境が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る支援が、今、社会全体に求められています。

本市では、平成 25 年に「松本市子どもの権利に関する条例」を制定し、次代を担う子どもたちが、愛され、大切に生まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるよう、子どもに関わるすべての大人が連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めています。

しかしながら、社会経済状況の影響もあり、厚生労働省が平成 25 年に発表した「国民生活基礎調査」によると、子どもの相対的貧困率（※1）は平成 15 年以降、継続して上昇しており、平成 24 年には 16.3%、約 6 人に 1 人の子どもが相対的貧困の状態にあるとされました。このことは、マスコミ等の報道でも大きく取り上げられ、平成 26 年 1 月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

子どもの貧困をこのまま放置した場合に被る社会的損失は、将来の経済面にも多大な影響を及ぼすと考えられていることから、社会的な仕組みへの投資として早期の改善が求められています。

本市では現在、約 4 万人の子ども（※2）が生活していますが、国が公表した貧困率の数値から本市の状況を推計すると、約 7 千人弱の子どもたちが相対的貧困の状態にあっても不思議ではないこととなります。

相対的貧困は、絶対的貧困（※3）の持つ従来の貧困のイメージと違って、その実態が見えにくいいため、本市では、まずは様々な観点での実態把握が必要と考え、ひとり親家庭を対象とした調査など三つの調査を行いました。

その結果、いわゆる家庭の経済的困窮にかかわらず、核家族化の進展（※4）や雇用労働環境の変化などを背景に、子どもたちがその成育環境において、少なからず心配な状況に置かれ、子どもの権利が十分に保障されていない場合もあることが見えてきました。

本市の取組みにおいては、「松本市子どもの権利に関する条例」の理念に基づき、経済的困窮状態のみならず、様々な要因により子どもたちを取り巻く成育環境が悪化し、権利侵害が発生する恐れがある状態を「子どもの貧困」と広く捉え、その状態を改善することを目指すとともに、すべての子どもが自分のかけがえのない価値に気づき、自ら未来を選択していける力を育むことを目的に、子どもの未来応援に向けて取り組んでいきます。



- ※1 貧困率（相対的貧困率）は、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したもの
- ※2 児童福祉法第4条では満18歳に達するまでの者を児童としており、平成27年国勢調査における松本市の児童人口は39,149人
- ※3 絶対的貧困 - 人として最低限の生活をも営むことができないような状態
- ※4 核家族 - 夫婦とその未婚の子ども、夫婦のみ、父親又は母親とその未婚の子どもで構成される家族

目 次

1 指針策定に当たって	1
(1) 松本市子どもの権利に関する条例に基づく子どもにやさしいまちづくり	1
(2) 本指針の位置付け及び名称	1
2 子どもの未来応援に係る基本方針	3
(1) 「子どもの貧困」問題への対応方針	3
(2) 国に期待する役割	4
(3) 地域、家庭、他機関等との連携	4
3 「子どもの貧困」の社会的背景	5
(1) 子どもの貧困の認知と現状	5
(2) 国の取組み	8
(3) 長野県の取組み	9
4 本市における取組み（指針策定までの経過）	10
(1) 情報共有と対策検討	10
(2) 民間活動団体との連携	10
(3) 子どもの貧困状態の把握に向けた実態調査	11
ア ひとり親家庭実態調査	11
(ア) 松本市ひとり親家庭実態調査	11
(イ) 長野県ひとり親家庭実態調査（松本市抽出分）	12
イ 保育園・幼稚園における在園児実態調査	13
ウ 小中学校における児童生徒実態調査（試行）	15
5 課題と今後の取組み（別表「子どもの未来応援に係る事業一覧」参照）	16
(1) 子どもの安全と安心	16
(2) 家庭における権利の保障と支援	17
(3) 育ち学ぶ施設における権利の保障と支援	18
(4) 地域における権利の保障と支援	19
6 子どもの未来応援に係る重点施策	20

7 今後の推進体制及び主な取組み	21
(1) 子どもの未来応援庁内推進会議	21
(2) 実態調査の継続実施	21
(3) 子どもにやさしいまちづくり委員会（外部委員）	21
(4) 民間団体との連携	21
＜別表＞ 子どもの未来応援に係る事業一覧	22
＜参考資料1＞ 松本市ひとり親家庭実態調査結果	27
＜参考資料2＞ 子どもの現状	33
＜参考資料3＞ 松本市子どもの権利に関する条例	38



1 指針策定に当たって

(1) 松本市子どもの権利に関する条例に基づく子どもにやさしいまちづくり

本市では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）の施行（平成 26 年 1 月）に先んじ、次世代を担う子どもが健やかに育まれるための施策推進を目的として、平成 21 年度にこども部を発足するとともに、平成 25 年 3 月には、子どもを主語としたまちづくりを進めるため、「**松本市子どもの権利に関する条例**」（以下「条例」という。）を制定しました。また、この条例の理念に基づき、子どもの権利保障を総合的、継続的に推進していくため、平成 27 年 3 月には、平成 31 年度までの 5 年間を計画期間として「**松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画**」を策定しました。

条例では、「子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在」であるとして、市全体で、子どもの育ちを支えていくことを謳っていますが、子ども支援だけでなく、子育てに関わる人たちを支援していくことも明らかにしています。

実際、現在市内で子ども食堂などの子どもの居場所づくりに取り組む団体の中には、この条例制定をきっかけとして活動を開始した団体も存在しています。

(2) 本指針の位置付け及び名称

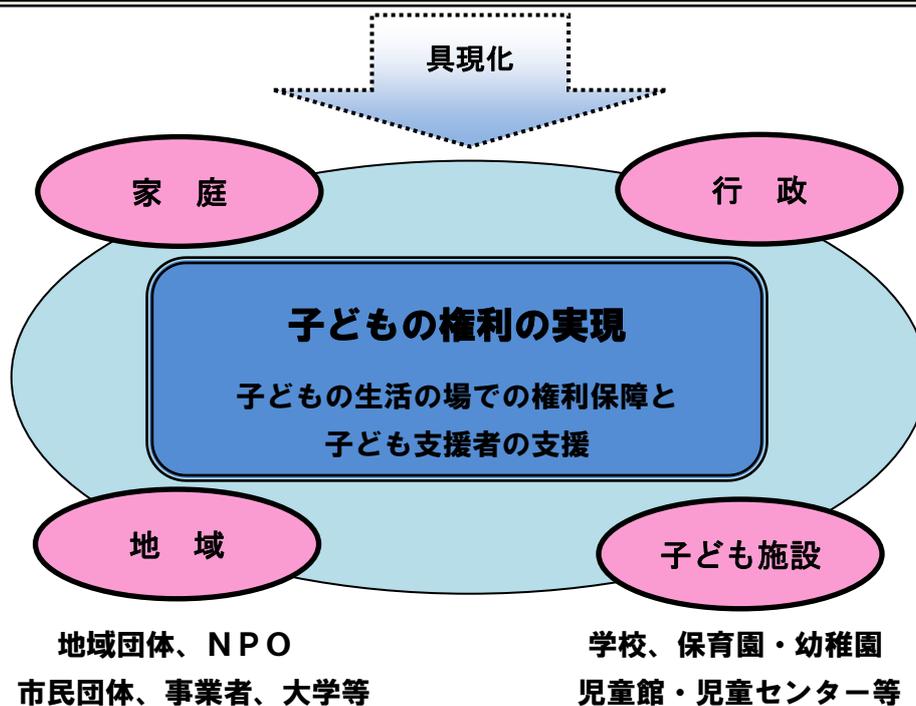
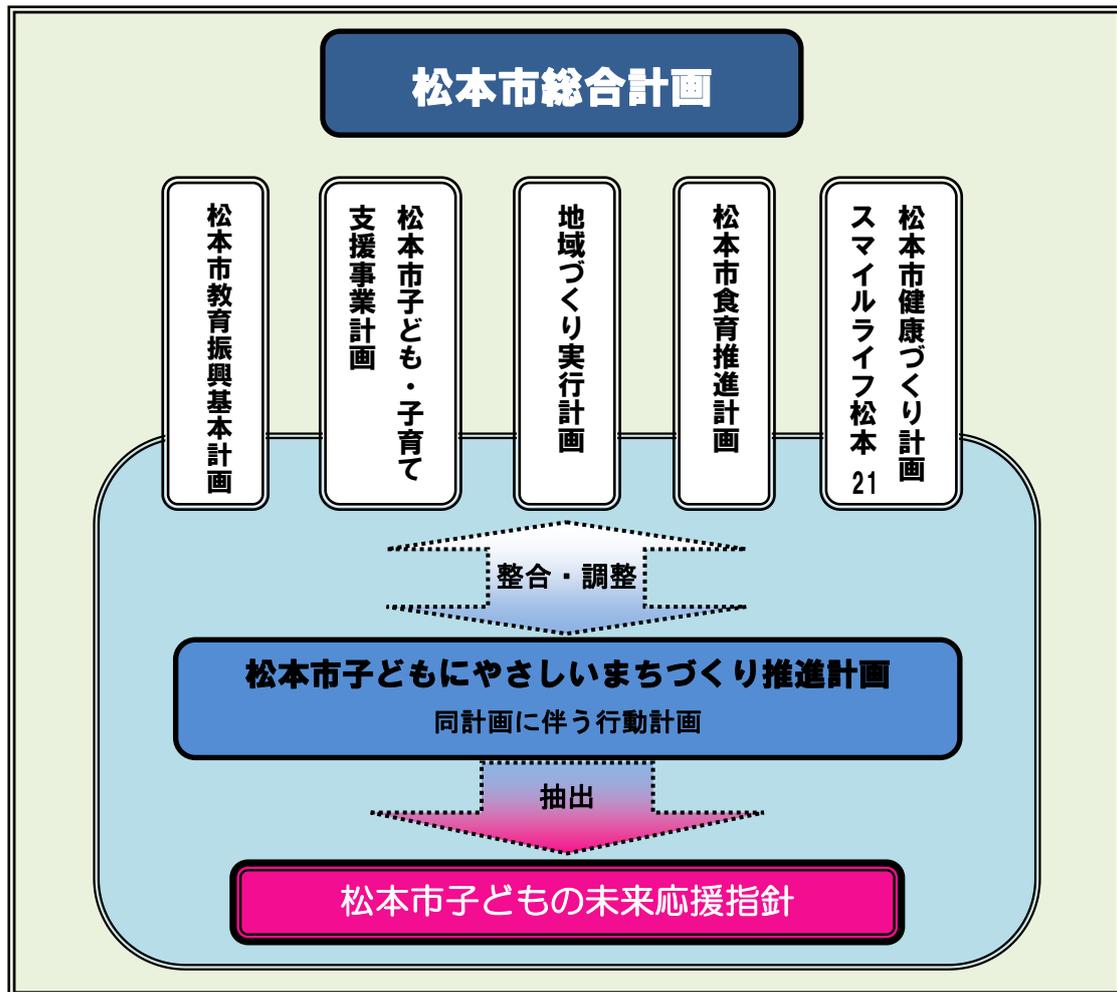
条例の第 3 章では、「子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援」として、次の四つの視点で取組みに努めることを明記しています。

◆子どもの安全と安心	(第 7 条)
◆家庭における権利の保障と支援	(第 8 条)
◆育ち学ぶ施設における権利の保障と支援	(第 9 条)
◆地域における権利の保障と支援	(第 10 条)

この指針では、子どもの実態を把握することを目的として、本市が独自に実施した実態調査等（11 ページ以降掲載）の分析をもとに、この四つの視点から整理を行い、「**松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画**」のもと、すべての子どもが自らの意思で未来を選択できる環境を整えることを目指して、市が取り組むべき施策を取りまとめました。

また、指針の名称においては、多様な可能性を秘めた子どもの未来を応援したいという願いを込めて、本市では「子どもの貧困」という言葉は使用せず、「**子どもの未来応援**」の名称を用いることとしました。

◆ 松本市子どもの未来応援指針の位置付け



2 子どもの未来応援に係る基本方針

(1) 「子どもの貧困」問題への対応方針

本市では、実情に即した取組みを進める上で、まずは様々な観点での実態把握が必要と考え、独自に調査を行いました。この結果、いわゆる家庭の経済的困窮に関わらず、核家族化の進展や雇用労働環境の変化などを背景に、子どもたちがその成育環境において、少なからず心配な状況に置かれ、子どもの権利が十分に保障されていない状況が見えてきました。

この調査結果及び前述の条例に係る取組みを踏まえ、本市における「子どもの貧困」対策では、「子どもの未来応援」のための取組みとして、経済的困窮への対策に限定することなく、すべての子どもたちを取り巻く成育環境が悪化した状態（心の貧困、経験の貧困、つながりの貧困、文化の貧困など）を含め、その改善を目指して取組みを進めます。

また、条例に基づく「子どもにやさしいまちづくり」の推進においては、子どもたちの自己肯定感（※5）を高めることを大きな目標のひとつとしていますが、貧困の連鎖を断つうえでも、子どもたちが自分の未来をあきらめてしまうことがないよう、自己肯定感を高めていくことが非常に重要です。したがって、本市では、すべての子どもが自分のかけがえのない価値に気付き、自ら未来を選択していける力を育むことを目指します。

(2) 国に期待する役割

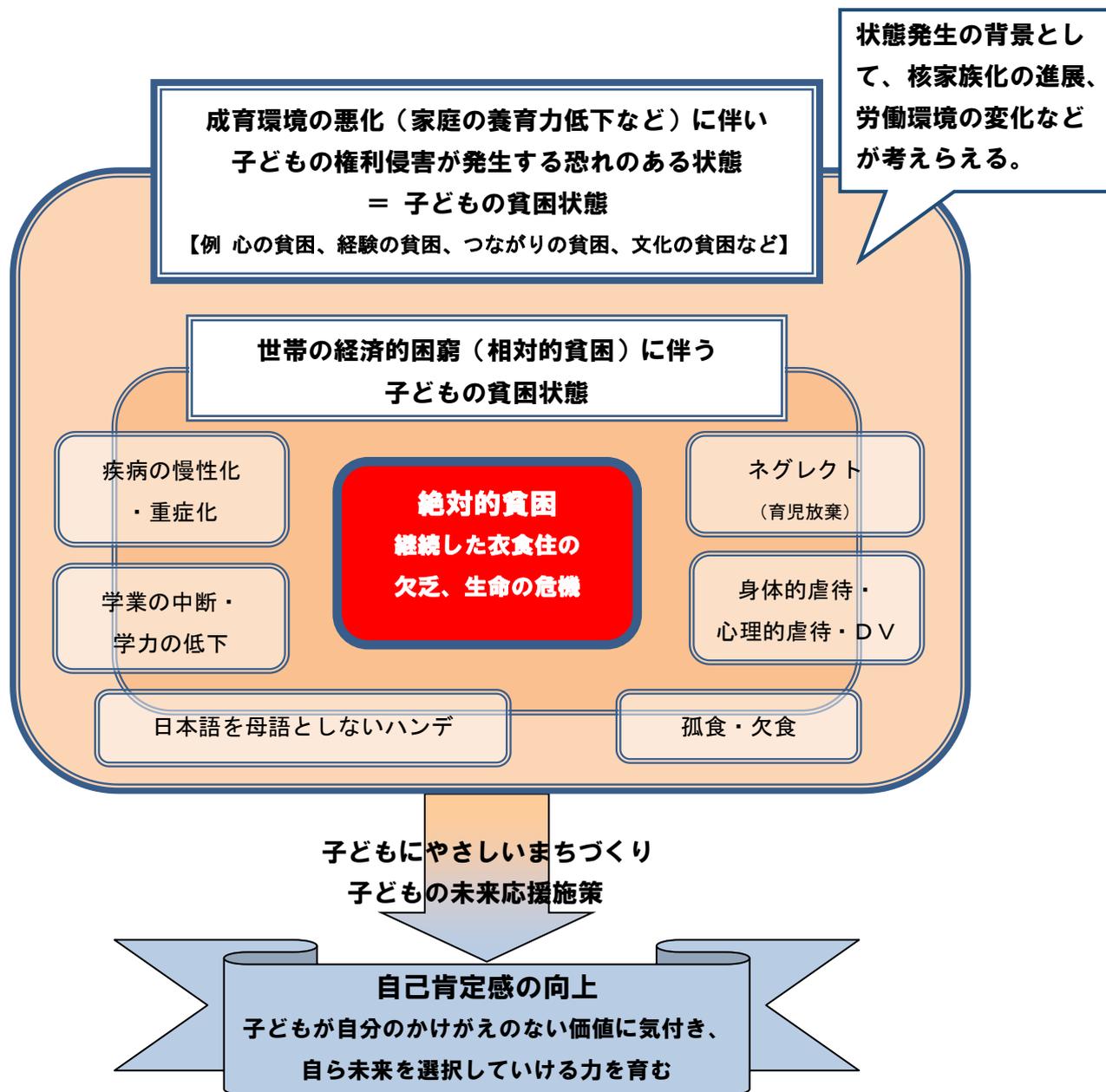
一方、この問題の是正に関しては、基礎自治体が対症的に取り組むだけでは限界があります。国では、改善すべき指標のひとつとして、子どもがいる世帯の相対的貧困率を挙げていますが、これに向けては、雇用対策やひとり親家庭に対する社会保障制度の見直し、教育費に関する負担の是正など、国における抜本的な改革が不可欠な状況です。本市では、引き続き、国の対策や取組みを注視していきます。

(3) 地域、家庭、他機関等との連携

すべての子どもに発生する恐れのある権利の侵害を取り除き、発生を予防し、子どもの自己肯定感を高めていくためには、子どもに関わるすべての大人が、子どもの未来を応援するという視点で子どもを見守り、育ちを支えていくことが必要です。地域や家庭、関係機関、企業などを含む民間団体等との連携により、この指針を核とした協働を進めます。

※5 自己肯定感 - 「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない存在だ」と思える心の状態で自分を肯定している感覚、感情などを指す

- ◆ 本市指針では、以下に示された状態を「子どもの貧困」と捉え施策を進めることとします。



<参考> 国連子どもの権利条約から見た「子どもの貧困」

国連総会は、2007年（平成19年）の国連総会において、子どもたちが経験する貧困の特殊さにかんがみ、「子どもの貧困」とは、単にお金がないというだけでなく、「国連子どもの権利条約に明記されているすべての権利の否定」と考えられる。」との認識を示しています。

この権利とは、大きくわけて次のようなものとされています。

- ◆ 生きる権利
- ◆ 守られる権利
- ◆ 育つ権利
- ◆ 参加する権利

3 「子どもの貧困」の社会的背景

(1) 子どもの貧困の認知と現状

平成 20 年 9 月にリーマンショックが発生すると、これをきっかけとして健康保険に加入していない子どもの存在や、年越し派遣村のニュースが大きく取り上げられ、現代における貧困問題がクローズアップされました。

同時期に、子どもの貧困をテーマとする関連書籍が多数発行され、翌年にはテレビのドキュメンタリー番組で特集が組まれると、この問題に対する認知と世論の関心が一気に高まりました。

同年、厚生労働省が初めて相対的貧困率を公表しましたが、その後もこの値は上昇し、平成 24 年には子どものいる世帯の相対的貧困率は 16.3%、約 6 人に 1 人の子どもが貧困の状態であるとされました。

◆ 子どものいる世帯の相対的貧困率



出典 厚生労働省「国民生活基礎調査」

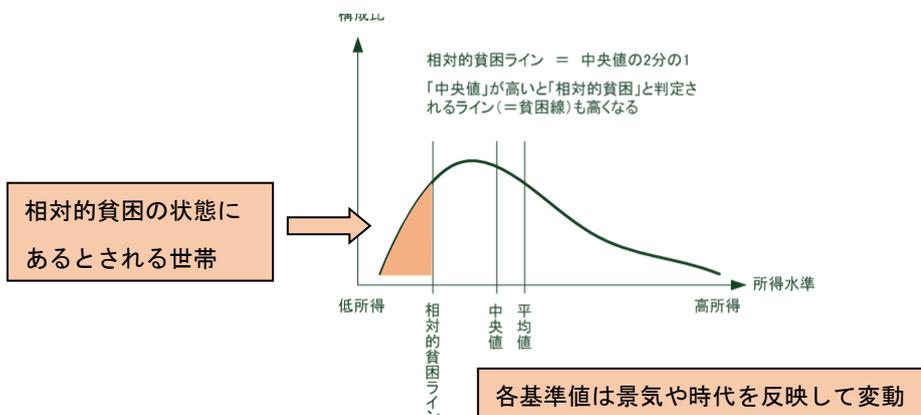
<参考> 相対的貧困ラインと貧困率

平成 24 年度の子どものいる世帯の相対的貧困率は、収入から社会保険料や税金等を差し引いた手取り金額が、“両親と子どもの 2 人の 4 人家族”の場合で約 244 万円、“親 1 人と子どもの 1 人の 2 人家族”の場合では約 173 万円としたラインを下回る世帯を相対的貧困ととらえて、世帯率が算出されています。

◆ 相対的貧困の見えにくさ

⇒ 衣食住が欠乏し、生命維持の危機につながる絶対的貧困と比べると相対的貧困は外から見えづらく、誤解されやすい面があると考えられます。

相対的貧困世帯の分布イメージ



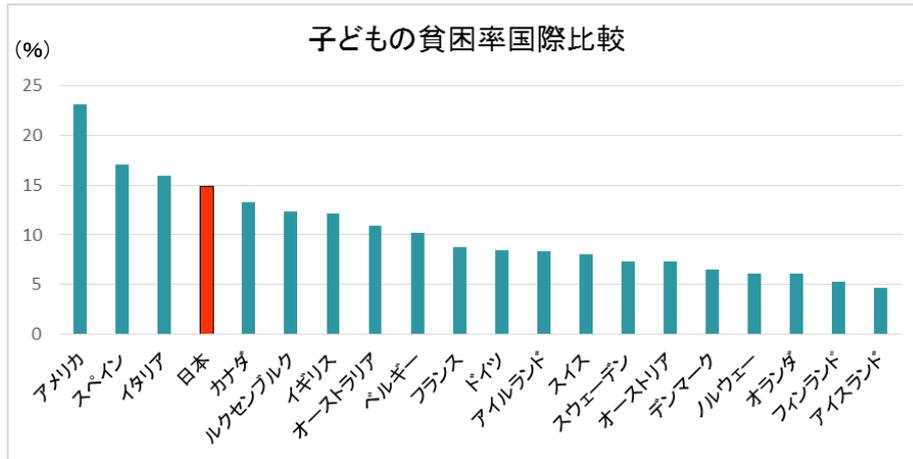
「子どもの貧困」をめぐる様々な声

⇒ 実態はどうなのでしょう？ そして本当にこのままで良いのでしょうか？

戦後じゃあるまいし・・・
日本は先進国なのに
貧困なんてあるんですか。



子どものいる世帯の相対的貧困率は
OECD（※6）先進加盟国 GDP 上位 20
カ国中、貧困率が高い方から 4 番目

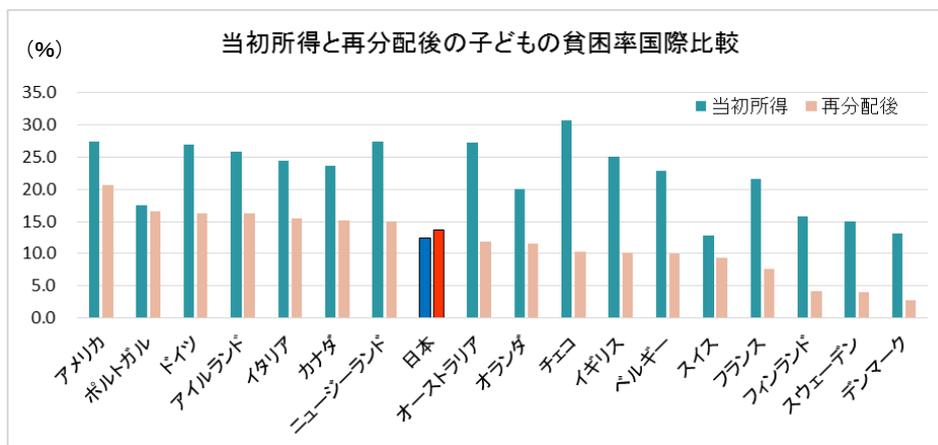


出典 ユニセフ(2012)

児童手当や児童扶養手当が
あるし、生活保護や児童養護
施設といった選択もある。



社会保障制度等による上位から下位所得
者への再分配前後の結果を見ると、OECD
加盟 18 カ国中、日本だけが貧困率が上昇
している。これは、日本の社会保障制度が、
子どもの貧困問題に対して機能していな
いことを表している。



出典 OECD 資料(2008)より厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室作成

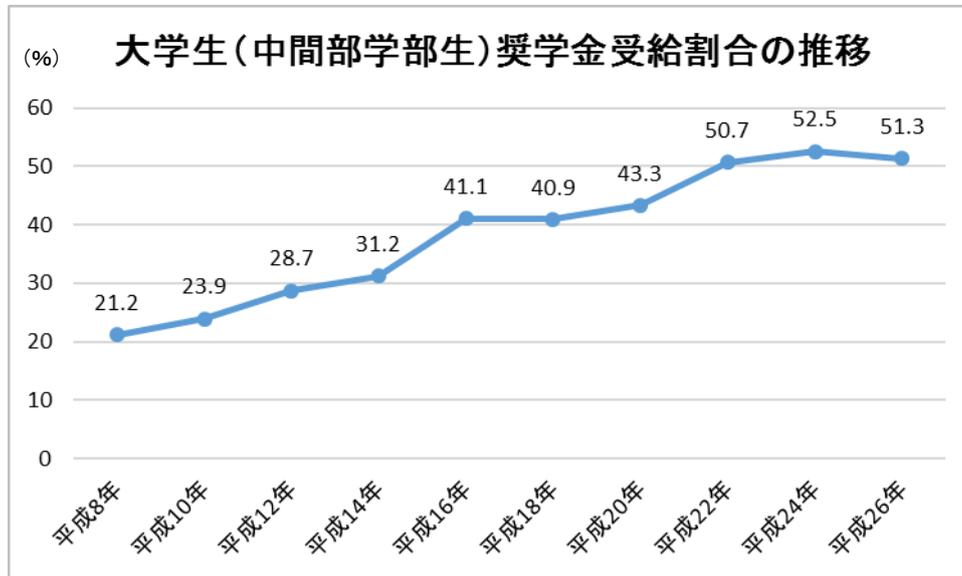
※6 OECD - 国際経済全般について協議することを目的とした国際機関 2018 年現在 35 カ国が加盟

資本主義社会では、
ある程度の格差発生は
避けられないのではないか。



現在、大学を卒業する 2 人に 1 人は奨学
金を利用している。

このことは、社会人生活がスタートする
時点での負債を負うリスクを示してお
り、格差の連鎖が危惧される。

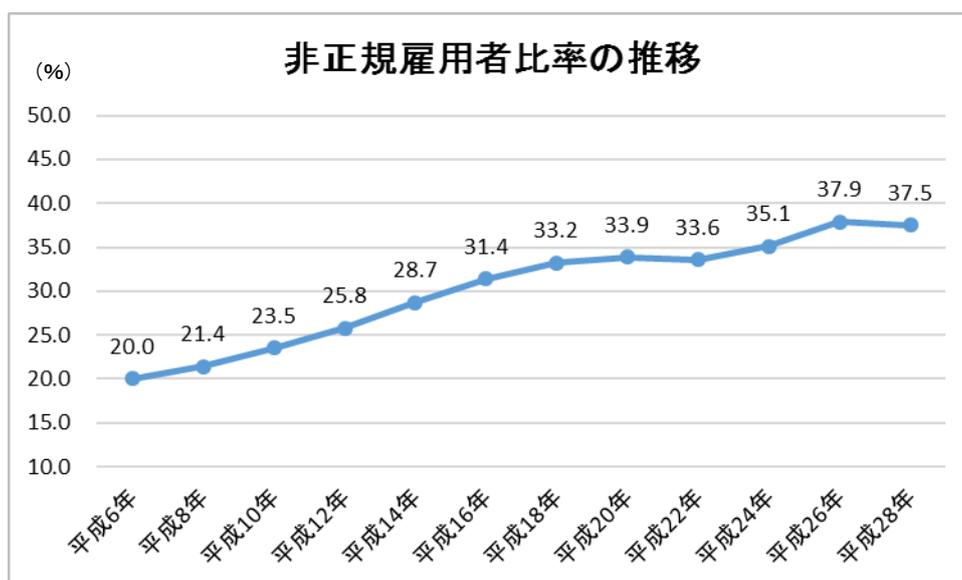


出典 日本学生支援機構「学生生活調査」

お金がないのは親であり、
仕事やお金の使い方などは
親の責任ではないか。



労働環境の変化、非正規雇用の増大、
脱出できないワーキングプア、
親自身が子ども時代に貧困であった等
親の責任を問うだけでは解決できない。



出典 統計局「労働力調査」

(2) 国の取組み

国は、平成 2 年に国連の「子どもの権利条約」を批准しましたが、全国の自治体における条例化は 44 団体と全体の約 2%にとどまっています。

また、平成 24 年の厚生労働省調査で、日本の子どもの貧困率が 16.3%となったことを受け、平成 25 年 6 月に議員提出された法律が国会の全会一致で成立し、平成 26 年 1 月に施行されました。

法律の中では、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることが謳われています。

政府は、同年 4 月に、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、「子供の貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針について」を決定し、年度中ごろを目途に大綱を作成することを発表しました。

これを受けて、内閣府特命担当大臣の下、子どもの貧困対策に関する有識者や実際に貧困世帯に属する方、支援団体等で構成する「子供の貧困対策に関する検討会」を計 4 回開催し、同年 6 月には同検討会の意見が整理され「大綱案に盛りこむべき事項について」として担当大臣に提出されました。

この提言を基に、前述の「子どもの貧困対策会議」が、総合的な見地で検討・調整を行い、同年 8 月 29 日に「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が閣議決定、公表されました。この中では、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するという目的・理念が述べられ、法律に基づき、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援などの基本方針が盛り込まれました。

また、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、誰もが活躍できる社会を創るための新たな三本の矢のひとつとして「夢をつむぐ子育て支援」が目標として示され、保育、放課後児童対策などの子育て環境の整備とともに、すべての子どもが希望する教育を受けられる環境の整備を進めることが明記されました。

具体的には、「ひとり親家庭や多子世帯等への支援」「課題を抱えた子どもたちへの学びの機会の提供」「奨学金制度の拡充」が盛り込まれ、このことを受けて、国の新しい制度として、大学及び短期大学への進学者を対象とした「給付型奨学金制度」が創設され、平成 29 年度からスタートすることとなりました。

(3) 長野県の取組み

法律第9条において、都道府県は、大綱を勘案し、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとされたことから、長野県では、平成28年3月に「生まれ育った環境にかかわらず、すべての子どもが夢と希望を持って成長する長野県を目指して」を基本目標にした「**長野県子どもの貧困対策推進計画**」を策定しました。（計画期間は平成28年度～29年度の2年間）

この計画策定に当たって、県は、平成27年8月に児童扶養手当受給者を対象とした「**長野県ひとり親家庭実態調査**」及び「**子どもの声アンケート**」を実施し、様々な困難に直面している子どもや親たちの声を明らかにするとともに、3つの観点からの課題を明らかにしました。

課題	1	家庭の養育環境が充分ではない
課題	2	多様な教育資源が選択できない
課題	3	要支援家庭の孤立

また、この課題を前提に、子どもの貧困対策を推進するための〈基本目標〉とその目標から見た3つの「あるべき姿」を掲げ、

あるべき姿1	すべての子どもが安心して過ごすことができる
あるべき姿2	すべての子どもが学びたいことを学ぶことができる
あるべき姿3	すべての子どもが多様な自立を実現できる

平成29年までに達成すべき目標として5つの項目をあげています。

指標名	現状	目標 (平成29年度)	備考
生活保護世帯の児童の高校進学率	93.5% (H25年度)	95.0%	専修学校等を含む。全体の進学率に近づくよう設定
児童養護施設入所児童の高校進学率	89.3% (H25年度)	95.0%	専修学校等を含む。全体の進学率に近づくよう設定
児童養護施設入所児童の大学進学率	35.3% (H25年度)	40.0%	専修学校等を含む。全体の進学率に近づくよう設定
ボランティアによる学習支援実施箇所数	4箇所 (H27年度)	8箇所	県のモデル実施から市町村への移管を予定
母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業率	80.0% (過去3年の平均)	80.0%	ひとり親家庭に対して就職のための支援を行う「母子家庭等就職・自立支援センター」の登録者のうち、就業に至った割合

(注) 進学率の現状の数値は、いずれも平成24年度末卒業者の平成25年度における進学の状態を示したものの。

4 本市における取組み（指針策定までの経過）

(1) 情報共有と対策検討

法律の施行及び大綱の閣議決定を受け、松本市では子どもの貧困対策に全庁的に取り組むため、平成 27 年度から 9 部 17 課で構成する「**松本市子どもの未来応援庁内推進会議**」（P21 参照）を立ち上げ、これまでに、作業部会（係長級）、幹事会（課長級）、部長会議を、それぞれ実施してグループ毎に様々な検討を行ってきました。

この会議では、まず、それぞれの部局が取り組む既存事業の情報共有からスタートしました。本市におけるここ 5 年の就学援助や生活保護の教育扶助の受給状況に急激な悪化は見られない（P35 参照）ものの、本市としての対策を検討していく上では、まず松本の子どもとその家庭の実態を把握することが必要との議論から、**ひとり親家庭実態調査、保育園・幼稚園における実態調査、小中学校における実態調査（試行）**を行いました。これらの調査結果の分析等をもとに、本指針案の検討を進めるとともに、それぞれの部局が取り組む施策についても、改めて子どもの未来応援に視点をおいた整理を行いました。また、具体的な施策の検討に当たっては、こども部、教育部、地域づくり部、健康福祉部など、関係部局がその都度協議を進めてきました。

また平成 28 年 11 月には、**松本市総合教育会議**において、市長、教育長及び教育委員が、子どもの貧困対策について協議を行いました。この中では、「貧困の連鎖を防ぐため、学びへの支援などの取組みを進めることが重要だが、対症療法的な取組みだけでなく国が抜本的な予防策に取り組むことも必要だ。」「子どもの権利条例に基づいた取組みを進めるべきだ。」「子どもの貧困対策に代わる名称の検討をするべきだ。」、などの意見が交わされました。

(2) 民間活動団体との連携

平成 28 年度から、地域において、子ども食堂や学習支援などの活動に取り組む団体（4 団体）との連絡会議を開催しました。

それぞれの団体からは、電話相談や就労支援の活動を通じて、親世代が抱える生きづらさの原因が親自身の子どもの時代にあったとの気づきをきっかけに、今を生きる子どもたちへの支援を始めたことや、放課後の子どもたちとのかかわりから、生きづらさを抱えた子どもの存在を知り支援を始めたこと、本市における子どもの権利条例の制定を受け、自らの子どもたちへの思いを学習支援の実施として体现するに至ったなどの経過が語られました。

また、こうした営みにあたっては、支援の対象を経済的困窮世帯などに限定した場合、新たな差別を生み出してしまうリスクを有していることや、支援者側の「ひと・場所・財源」が慢性的に不足していることが確認されました。

(3) 子どもの貧困状態の把握に向けた実態調査

法律や大綱、また「長野県子どもの貧困対策推進計画」を受けて、本市としての子どもの貧困に係る対策を検討していく上では、まず松本の子どもたちとその家庭の実態を把握することが必要との観点から、平成 27 年度から 28 年度までにかけて、次の三つの実態調査を行いました。

ア ひとり親家庭実態調査

(7) 松本市ひとり親家庭実態調査

a 概要

- 【実施時期】 平成 28 年 8 月 1 日から 8 月 31 日まで
- 【調査対象】 松本市在住の児童扶養手当受給資格者
- 【実施方法】 児童扶養手当現況届提出の際に窓口で受取り
- 【回答状況】 1,024 件、対象世帯数 2,295 世帯 回答率 44.6%

b 主な調査結果（詳細は参考資料 1 に掲載）

- 世帯の収入について 200 万円を基準値として、基準値未満を A グループ、基準値以上を B グループと分類して分析
- 非正規雇用が A グループでは 63.6%、B グループでは 32.3%と明らかな差異が見られた。
- 子どもの進路について、B グループでは大学まで希望とした回答が 30%を超えたが、A グループでは 17%にとどまった。
- 学習支援については、A グループでは「無料や安価な学習塾の開設」、B グループでは「制度資金や奨学金の充実」への希望が最も多かった。
- 子どもの食事に関する質問では、3 割強の世帯が何らかの課題を感じており、「給料日前に食材が足りないことがある」の項目に関しては、二つのグループの間に開きがあった（4.3 ポイントの差）。
また、「子ども食堂」などに関する回答では、双方のグループで、4 分の 1 以上の世帯に希望があった。

(イ) 長野県ひとり親家庭実態調査（松本市抽出分）

a 概要

- 【実施時期】 平成 27 年 8 月 1 日から 8 月 31 日まで
- 【調査対象】 長野県在住の児童扶養手当受給資格者
- 【実施方法】 児童扶養手当現況届提出の際に窓口で受取り
- 【回答状況】 9,350 件、対象世帯数 18,761 世帯 回答率 49.8%
- 【調査事項】 扶養する児童の状況、就業状況、世帯収入、現在困っていること、子育ての環境・転居の可能性、その他

b 松本市抽出分と県全体との調査結果比較

- ひとり親になった理由は「離婚」が 91.5%と最も多く、県平均の母子家庭 88.8%、父子家庭 85.2%より高い。
- 住居は「家族所有の持家」が 27.7%で最も多いが、県平均の母子家庭 37.1%、父子家庭 33.9%より低い。
- 現在困っていることは「子どもの将来」が最も多く、県と同様の傾向
- 子育ての中で大変で特に大変なことは「将来進学のための学費の貯金」と「生活費全般の確保」の回答が多く、県と同様の傾向

c 「子どもの声アンケート」松本市分から一部抽出

「母が仕事のストレスをぶつけてくる。」

「前からいじめにあっていて、今も続いているがどうしたらいいか。」

「色々なことに自信が持てない。」

「母が一人で働いているので、習い事や進学をしたくてもお金に余裕がなく、アルバイトをして自分でいくしかない。部活もできない。」

「母の体が心配。頑張りすぎないでほしい。」

「将来を考えると進学したいが、母の収入では無理。祖父母は病気がちだし、貧乏で不安しかない。」

「割り算と漢字が少ししかわからないのに、みんなに追いつけるか、高校に行けるか。」

「勉強が難しく、進むのが早い。」

「塾に行きたいがお金がなくていけない。」

「無料で高校生が楽しめるような施設をもっと増やしてほしい。」

「高校生がいつでも集まれるような所をもっと増やしてほしい。」

イ 保育園・幼稚園における在園児実態調査

(7) 概要

- 【調査期間】 平成27年12月3日から12月18日まで
平成28年11月8日から11月30日まで
- 【調査対象】 全市立保育園・幼稚園（計46園）
- 【調査方法】 各園の園長が、「低所得による貧困」「所得はあるが貧困と思われる生活」「所得は不明だが貧困と思われる生活」の家庭・園児について、その数と具体的な生活実態を調査票に記入

(イ) 調査結果

《経済・就労面》

保育料の滞納、浪費傾向、ローン負担、養育費の不払い他
「保育料を滞納しがち」「養育費がもらえておらず保育料滞納」

《病気等》

保護者の疾患、精神不安、痩せている、虫歯、受診ができない他
「虫歯が多く、上の歯が溶けてしまってほとんどない。」
「発熱したときなど「様子を見る。」と言って受診しないことが多い。」

《就労面》

非正規雇用、失業中、休職中、転職が多い他
「仕事が長続きせず、収入が安定しない。」
「父の会社が業績不振のため収入減、そのため母も産後直後からパートで働く。」「ひとり親の母が深夜の仕事に就いており疲れた様子が見られる。」

《家庭生活》

虐待の疑い、入浴できていない、サイズや季節の合わない服装、服の汚れ、食事が不十分、空腹、朝食を食べてこない他
「何日も同じ服を着ていたり、洗髪していない様子が見られる。」
「爪がいつも長く汚れている。」
「朝食を食べてこない。」「給食を食べると元気になる。」
「親に蹴られたと顔に傷のあることがあった。」
「母の仕事が忙しく、一緒に過ごせる時間が短いことによる愛情不足か、情緒不安定が見られる。」「両親とも外国人で育児能力が不十分」

(ウ) 結果の分析

- 貧困と思われる世帯は、ひとり親家庭に限らず、両親が揃った家庭も一定の割合があり、非正規雇用や転職、住宅ローン、保護者の心身の疾病などにより家庭が困窮している実態が見られる。

- 経済的困窮の有無にかかわらず、親が忙しくその日の生活で精一杯で、子どもの養育に手が回らないケースや、親の疾病や国籍によるハンデにより成育環境が不十分であるケース、また、親の浪費等により子どもの養育にはお金が回っていないと思われるケースもあり、食事、衛生面、基本的な生活習慣の習得など、家庭生活全般において子どもが心配な状況に置かれているケースが散見される。



ウ 小中学校における児童生徒実態調査（試行）

(7) 概要

- 【調査期間】 平成 28 年 11 月 24 日から 12 月 6 日まで
- 【調査対象】 公立小学校 28 校中 3 校及び公立中学校 19 校中 2 校
- 【調査方法】 各校教職員が、各校在校生のうち「低所得による貧困家庭」、「所得はあるが貧困と思われる家庭」、「所得は不明だが貧困と思われる家庭」の家庭・児童生徒数を調査票に記入。また、関係機関との連携が必要な児童生徒については、具体的な実態を記入

(イ) 調査結果

＜経済面＞

学級費の滞納、安定した収入がない他

「給食費、学年費が遅れがち」

「複数の仕事を掛け持ちしており子どもに手が回らない。」

＜病気等＞

保護者の疾患、精神不安、子どもの低体重他

「家族の疾患や依存症あり。暴力のため子どもが一時保護された。」

「歯科治療が行われない。」「体調不良でも受診しない。」

＜家庭生活＞

虐待の疑い、入浴できていない、服の汚れ、無断欠席、不登校他

「親が朝食を用意しない。」

「家の中にゴミなどが散乱している。」

(ウ) 結果の分析

- 貧困と思われる家庭は、ひとり親家庭、親のいずれかが外国籍、生活保護世帯などであることが多い。また、体調不良や虫歯があっても医療機関を受診させない家庭が多く見られる。
- 貧困と思われる児童生徒は「朝食を摂らない。」「衣服の洗濯がされない。」「風呂に入らないため体臭がある。」などの特徴が見られる。また、不登校も多く見られる。
- 父又は母（或いは双方、同居の家族）に疾患がある場合、養育能力の低さや家庭状況の不安定さが見られる。また、兄弟姉妹にも知的障がいや発達障がいがあるケースが散見される。

5 課題と今後の取組み（別表「子どもの未来応援に係る事業一覧」参照）22P～

ここでは、三つの実態調査の分析により見えてきた課題を、核家族化の進展や共働き世帯の増加などの社会的背景と合わせ、松本市子どもの権利条例第3章の4つの視点（第7条から第10条）に基づいて整理し、それぞれに対応する主な施策についてまとめました。

なお、対応する施策のNo.は、22～26 ページ事業一覧のNo.を記載しています。

(1) 子どもの安全と安心（第7条）

課題

- 孤食、欠食の発生
- 子どもに対する虐待や差別、いじめの発生、子どもの孤立
- DVや夫婦喧嘩に伴う心身への悪影響
- 医療未受診状態の放置

対応策

- ◇ **子どもを虐待から守る活動と発生の予防に向けた取組み**
 - ・ 児童虐待相談事業<事業No.2>
 - ・ 児童虐待防止連絡事業<事業No.3>
- ◇ **子どもに寄り添う相談と支援**
 - ・ 地域保健活動<事業No.1>
 - ・ 子どもの相談救済事業（青少年相談、まちかど保健室、子どもの権利相談室 ころの鈴）<事業No.7>
- ◇ **民間団体と連携した居場所づくり**
 - ・ 子どもの居場所づくり事業<事業No.4>
 - ・ 三世代交流食堂事業<事業No.5>

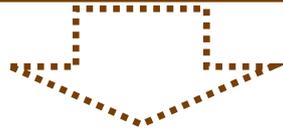
<参考> 松本市子どもの権利に関する条例 第7条

- 第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。
- 2 市などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心できる生活環境を守るよう努めます。
- 3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。

(2) 家庭における権利の保障と支援（第8条）

課題

- 子育てに対する不安、困り感の増大
- 子育ての悩みに関する相談相手の不在、相談に対する抵抗感
- 保護者の就労状況が安定しないことによる子どもの不安感増大
- 家族の障がいや傷病などに起因する世帯の経済的困窮



対応策

◇ 保護者への相談支援

- ・ 地域保健活動(相談事業)【再掲】<事業No.1>
- ・ こんにちは赤ちゃん事業<事業No.22>
- ・ 子どもの相談救済事業(青少年相談、まちかど保健室、子どもの権利相談室ころの鈴)【再掲】<事業No.7>
- ・ 子ども・子育て安心ルーム事業<事業No.25>
- ・ 子育て支援センター運営事業(子どもプラザ)<事業No.27>
- ・ 子どもの居場所づくり事業【再掲】<事業No.4>
- ・ 三世代交流食堂事業【再掲】<事業No.5>
- ・ ひとり親相談事業<事業No.30>

◇ 保護者に対する就労支援

- ・ 高等職業訓練促進事業費給付事業<事業No.31>
- ・ 職業・労働相談<事業No.33>

◇ 各種給付制度による保護者への経済支援

- ・ 生活保護制度<事業No.18>
- ・ 児童扶養手当給付事業<事業No.32>

<参考> 松本市子どもの権利に関する条例 第8条

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

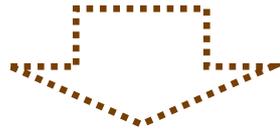
2 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携し、協働して支援するよう努めます。

(3) 育ち学ぶ施設における権利の保障と支援（第9条）

課題

- 不登校、ひきこもり児童生徒への教育機会の確保
- 経済的困窮等を理由とした希望進路の断念、高校中退
- 学習の遅れ、学力低下を理由とした自己肯定感の低下



対応策

- ◇ **スクールソーシャルワーカー等による支援**
 - ・ 自立支援教員・中学校学力向上推進教員等の配置事業〈事業No.38〉
 - ・ スクールソーシャルワーカー等による支援体制の整備〈事業No.39〉
- ◇ **学習環境の確保に向けた経済的支援**
 - ・ 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業〈事業No.46〉
 - ・ 松本市育英資金奨学金制度〈事業No.47〉
- ◇ **学習のサポート**
 - ・ 生活保護世帯の子どもに対する学習支援〈事業No.36〉
 - ・ 放課後子ども教室推進事業〈事業No.37〉
 - ・ 子どもの居場所づくり事業【再掲】〈事業No.4〉
 - ・ 三世代交流食堂事業【再掲】〈事業No.5〉
 - ・ 日本語を母語としない生徒支援事業（松本市子ども日本語教育センター）〈事業No.45〉
 - ・ 松本版・信州型コミュニティスクール事業〈事業No.44〉

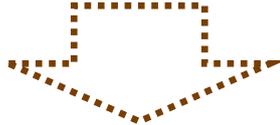
<参考> 松本市子どもの権利に関する条例 第9条

- 第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。
- 2 市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子どもの支援ができるよう必要な支援に努めます。
- 3 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や市民に対して育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携し、協働して施設を運営するよう努めます。

(4) 地域における権利の保障と支援（第10条）

課題

- 子育て世帯の地域からの孤立、交流の喪失など
- 核家族、ひとり親家庭の増加に伴う世代間交流機会の減少
- 放課後留守宅家庭等の子どもの居場所



対応策

- ◇ **子育て世帯と学校や地域の交流促進**
 - ・ 三世代交流食堂事業【再掲】〈事業No.5〉
 - ・ 松本版・信州型コミュニティスクール事業【再掲】〈事業No.44〉
- ◇ **子どもが放課後等に安心して過ごせる地域の居場所づくり**
 - ・ 放課後児童健全育成事業〈事業No.50〉
 - ・ 放課後子ども教室推進事業【再掲】〈事業No.37〉
 - ・ 子どもの支援・相談スペース「はぐるッポ」〈事業No.51〉
 - ・ 子どもの居場所づくり事業【再掲】〈事業No.4〉

<参考> 子どもの権利に関する条例 第10条

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。

3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

6 子どもの未来応援に係る重点施策

子どもの未来応援については、前章で述べた対応策を中心に、別表に記載した事業の総合的な展開により、全庁的に取り組んでいきます。中でも食事提供を伴う子どもの居場所の拡大は、前章の四つの視点を推進できる施策として有効であるため、学習支援会場の拡大とともに特に力を入れて取り組む施策と位置付けます。

子どもが自らの意思で歩いて参加できる居場所の拡大は、家庭や学校における「たて」「よこ」の人間関係に加え、地域の人たちや学生ボランティア等との新たな「ななめ」の人間関係を構築する土台となるとともに、地域コミュニティ再生の礎となります。

そこでは、会話をしながらの食事、様々な世代の交流による、教え教えられる体験活動、学習支援などの営みが行われ、子どもたちが親や友達以外の他者と多様なつながりを持つ経験が発生します。

こうした経験は、子どもたちの自分への信頼、自信へとつながり、子どもの自己肯定感を保持あるいは高める上で、他に代えがたい資源となるものです。

このことから、これらを通じた成果指標として、子どもたちの自己肯定感を高めることを目指します。

○ 重点施策（特に力を入れて取り組む事業）

施策内容	現状値	目標値	備考
食事提供を行う子どもの居場所の拡大	4カ所 (H28年度)	16カ所	H32年度目標値
放課後教室や児童施設等を拠点とした学習支援会場の拡大	8地区 (H28年度)	35地区	H32年度目標値

○ 成果指標

指標内容	現状値	目標値	備考
自分のことが好きだとする子どもの割合	62.2% (H27年度)	80%	H32年度目標値
まわりの人から大切にされていると感じている子どもの割合	82.7% (H27年度)	90%	H32年度目標値

※ 現状値は平成27年度子どもの権利アンケートによる。

7 今後の推進体制及び主な取組み

(1) 子どもの未来応援庁内推進会議（※7）

部局横断の庁内会議により、引き続き子どもの未来応援に向けた取組方針の共有を図るとともに、効果的な事業の推進を図ります。

また、地域包括ケアシステム・松本モデルの構築に当たり、地域全体で子どもの生活を支援する仕組みづくりについても検討するとともに、医療費や給付費の負担方法、中高生への学習支援や奨学金制度のあり方、フードドライブ、学用品等リユース事業の推進、ひとり親の養育費取得促進などに向けた研究を行います。

(2) 実態調査の継続実施

実態の把握と課題の可視化のために行う実態調査を継続的に行います。調査対象、項目、指標などを研究するとともに、結果の分析、検証を行います。

(3) 子どもにやさしいまちづくり委員会（外部委員）

子どもにやさしいまちづくり委員会では、子どもの貧困については特に取組みが求められる課題と位置付け、分科会等で情報の共有や取組みの検証を実施します。

また、ここでは子どもの貧困との関連が疑われる問題（いじめ、不登校など）の調査、研究等の方法も検討していきます。

(4) 民間団体との連携

民間活動団体や子どもにやさしいまちづくり委員会の有識者を交えた連絡会の開催により、NPO 法人や地域住民、関係機関等との連携による家庭、子ども目線の対策を推進します。

また、ワーク・ライフ・バランス（※8）による家庭成育環境の充実や、民間団体の活動充実のための寄付、基金メニューの充実、クラウドファンディング（※9）の活用検討などを目的に、銀行や企業セクターとの連携を検討します。

※7 9部（総務部、政策部、地域づくり部、環境部、健康福祉部、こども部、商工観光部、建設部、教育部）17課（人権・男女共生課、政策課、地域づくり課、市民相談課、環境政策課、福祉計画課、生活保護課、健康づくり課、こども育成課、こども福祉課、保育課、労政課、住宅課、教育政策課、学校教育課、学校指導課、生涯学習課）で構成

※8 ワーク・ライフ・バランス - 「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる。」ことを指す。

※9 クラウドファンディング - 不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うこと。

子どもの未来応援に係る事業一覧

この別表では、条例に定義された四つの視点で整理を行った課題に対応するものとして、各課が取り組む事業を分類するとともに、国の大綱に示された重点施策項目との関連性を整理しています。

※10 子どもの権利条例第3章に掲げる四つの区分

課題対応事業は で着色しています

※11 国の大綱における重点施策の区分

子どもの権利項目 ※10	No.	事業名等	事業内容	大綱に基づく ※11 重点施策項目分類						今後の方向性	担当課
				教育の支援	生活の支援	親の就労支援	経済的支援	調査研究等	施策の推進		
子どもの安全と安心	1	地域保健活動	支援が必要な家庭に対し、保健の視点で対象を支援するとともに、関係機関の利用についてコーディネートを行います。		○					継続	健康づくり課
	2	児童虐待相談事業	虐待の恐れのある子どもについて、児童相談所をはじめとする関係機関と連携しながら、虐待からの避難や、発生抑止に向けた取組みを行います。		○					継続	こども福祉課
	3	児童虐待防止連絡事業	子育てに困難を抱える家庭に対し、児童相談所や、病院、学校など関係する機関が協力して対応するために連携会議を行い、子どもの安全と安心の確保につなげます。		○				○	継続	こども福祉課
	4	子どもの居場所づくり事業	子どもの孤食や欠食を防ぐとともに、学習支援や保護者支援を行い、地域の中に健康と安全を守るための居場所づくりを促進します。	○	○					新規	こども福祉課
	5	三世代交流食堂事業	子どもの孤食や欠食を防ぐための食事提供や、こどもが安心して過ごせる居場所を提供し、地域と交流することにより、お互いを支え合う仕組みをつくりまします。	○	○					新規	こども福祉課
	6	母子ホーム運営事業	DV及び子どもの養育、住宅困窮等により不安を抱えた母子世帯が安心して自立に向け生活できる場を提供し、子どもの安全安心を確保します。		○					継続	こども福祉課
	7	子どもの相談救済事業（青少年相談、まちかど保健室、子どもの権利相談室こころの鈴）	青少年に関する悩みや、心や体に不安を抱える中高生からの相談、子どもの権利侵害に対する救済、回復を支援するための子どもや親からの相談に対応します。		○					継続	こども育成課
	8	給食の提供・食育の推進事業	保育園・幼稚園では、毎日の食事（給食）を食育の基本と考え、乳幼児の健康な心と身体を培い、豊かな人間性を育むことを食育の目標としています。 食育を保育内容の一環として位置付け、保育内容との連携を十分にとり、情緒の安定を図り、友達や保育者などと楽しい食事や子どもの発達段階に応じた食に関わる体験を通して、家庭や地域との連携をとりながら、子どもたちの「食を営む力」の育成に取り組んでいます。		○					継続	保育課
	9	多様な体験活動の機会の提供	児童生徒の視野を広げ、体験を通じて「生きる力」を身に付けることができるよう、コミュニティスクールの活用、職場体験学習などのキャリア教育、市役所出前講座の提供など、多様な体験活動機会を提供します。		○					継続	学校指導課
	10	幼保小連絡協議会の実施	就学前教育と小学校教育の連携を促進するため、幼保小の段差解消、滑らかな接続、子どもの実態や家庭状況等を把握し、研究協議等を行います。	○	○				○	継続	学校指導課

子どもの権利項目 ※10	No.	事業名等	事業内容	大綱に基づく ※11 重点施策項目分類					今後の方向性	担当課	
				教育の支援	生活の支援	親の就労支援	経済的支援	調査研究等			施策の推進
家庭における権利の保障と支援	11	男女共同参画推進事業（相談事業）	離婚や生活苦、子どもに関する相談内容については、担当課につなげ、対応を依頼します。		○					拡充	人権・男女共生課
	12	男女共同参画推進事業（女性センター講座事業）	離婚にはあらかじめ将来への様々な準備や働き方・生き方の見通しが必要であることを考える講座、安易な離婚に至らないよう夫婦のコミュニケーションをよくする方法の講座等を実施します。		○					拡充	人権・男女共生課
	13	多文化共生推進事業（多文化共生ブラザ相談業務）	母語の分かる多言語相談員が受け、生活苦や子どもに関する相談については、担当課・学校・支援団体と連携して対応します。		○					拡充	人権・男女共生課
	14	フードドライブ	食品ロス削減と生活困窮者支援のため、家庭で余っている食品を集め、まいさほ松本や子ども食堂等に配布する取組みに共催し、広報や会場の提供を実施しています。（主催：NPO法人フードバンク信州）		○					継続	環境政策課
	15	松本キッズ・リユースひろば事業	子育て世帯への支援とごみの減量化のため、家庭で使用しなくなった育児・子ども用品を回収し、希望する方に無料で配付しています。		○					継続	環境政策課
	16	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に助産師が訪問し、保護者の自立に向けた指導・助言を行います。		○					継続	健康づくり課
	1	地域保健活動【再掲】	支援が必要な家庭に対し、保健の視点で対象を支援するとともに、関係機関の利用についてコーディネートを行います。		○					継続	健康づくり課
	17	母子保健事業	すべての妊産婦及び母子に対し、妊娠届出時の対面相談を始め妊婦健診や両親学級等の実施により安心して出産できる環境づくりを支援し、出産後は産後ケア乳幼児健診、育児学級、訪問指導等を実施するとともに、育児や発達の相談を受け、適宜関係機関へつなぐなど切れ目のない支援を行います。		○					継続	健康づくり課
	18	生活保護制度	病気や事故、その他の理由で、収入がなくなったり少なくなったとき、最低限度の生活ができるように、国が決めた基準に基づいて、生活費や医療費などの経済的支援と親の就労支援を行うことで、子どものいる世帯の経済的安定を図ります。		○	○				継続	生活保護課
	7	子どもの相談救済事業（青少年相談、まちかど保健室、子どもの権利相談室こころの鈴）【再掲】	青少年に関する悩みや、心や体に不安を抱える中高生からの相談、子どもの権利侵害に対する救済、回復を支援するための子どもや親からの相談に対応します。		○					継続	こども育成課
	19	病児・病後児保育事業	当面病状の急変は認められないが、病気の回復期に至らない生後5カ月から小学3年生までの児童で、市内在住又は市内在勤の保護者の児童を対象として、病児保育事業を相澤病院と梓川診療所で実施しています。 また、病気回復期の満1歳以上の児童で、集団保育に出すのは心配という市内在住または市内在勤の保護者の児童を対象として、病後児保育事業をこどもプラザ（筑摩・南郷）で実施しています。 利用料は、両事業とも、市内在住で保育園、幼稚園等に在籍している児童の保育時間内は無料です。		○					継続	こども育成課
	20	休日保育事業	日曜、祝日に保護者の就労や傷病等で家庭での保育が困難な、市内在住の1歳以上の就学前児童を対象として、こどもプラザで実施しています。		○					継続	こども育成課
	21	ながの子育て家庭優待パスポート事業	18歳以下の子どもを1人以上育てている世帯を対象に、協賛店で割引などのサービスを受けられるパスポートカードを配布しています。 また、子どもを3人以上育てている世帯を対象として、割引率の引き上げなどの優遇サービスが受けられる「多子世帯応援プレミアムパスポート」の配布も併せて行っています。		○					継続	こども育成課
	4	子どもの居場所づくり事業【再掲】	子どもの孤食や欠食を防ぐとともに、学習支援や保護者支援を行い、地域の中に健康と安全を守るための居場所づくりを促進します。	○	○					新規	こども福祉課
	5	三世交代交流食堂事業【再掲】	子どもの孤食や欠食を防ぐための食事提供や、こどもが安心して過ごせる居場所を提供し、地域と交流することにより、お互いを支え合う仕組みをつくります。	○	○					新規	こども福祉課

子どもの権利項目 ※10	No.	事業名等	事業内容	大綱に基づく ※11 重点施策項目分類					今後の方向性	担当課	
				教育の支援	生活の支援	親の就労支援	経済的支援	調査研究等			施策の推進
家庭における権利の保障と支援	22	こんにちは赤ちゃん事業	生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を各地区の民生・児童委員が訪問し、子育てに関する悩みを聞くことで、乳児家庭の孤立を防ぐとともに子どもに対する虐待の発見・予防につなげます。		○					継続	こども福祉課
	23	幼稚園保育料の軽減	経済的負担の大きい家庭を対象に、私立幼稚園に通園している家庭には就園奨励費を補助金とし交付し、市立幼稚園、認定こども園の1号認定者に対しては、保育料を応能負担としています。また、双方とも低所得世帯、ひとり親世帯に対しての軽減及び補助金交付の拡充を行なっています。		○					継続	保育課
	24	ファミリー・サポート・センター事業	0歳から概ね15歳までの子どもを、預かって欲しい方（依頼会員）と子どもを預かっていただける方（協力会員）が会員となり、有料で子育てのサポートを行う制度です。会員制による相互援助の活動であるため、民間の託児所等と比較して安価な料金設定で、また、生活保護受給世帯、ひとり親家庭などには利用料の助成をしています。27年度から、第2子以降の母子手帳交付時に当事業の無料利用券10時間分を配布する、「ハッピーセカンド子育て応援券配布事業」を実施しています。		○					継続	こども育成課
	25	子ども・子育て安心ルーム事業	母子保健コーディネーターと子育てコンサルジュが連携し、妊娠、出産から子育てまで、切れ目のない寄り添い型の支援をすることにより、子育て環境の向上を図ります。		○					継続	こども育成課 健康づくり課
	26	子育てサポーター訪問事業	ファミリー・サポート・センター事業を補完する事業として、0歳から概ね15歳までの子どもを持つ家庭を対象として、自宅での育児に伴う家事援助等を有料で実施しています。ファミリー・サポート・センター事業と同様に、民間の同様のサービスと比較して安価な料金設定で、また、生活保護受給世帯、ひとり親家庭などには利用料の助成をしています。		○					継続	こども育成課
	27	子育て支援センター運営事業 (子どもプラザ)	主に未就園の子どもとその保護者を対象に、育児講座の開催や、子育て家庭の交流、情報交換、相談の場として、安心して子育てができる環境を整備するとともに、地域の子育て支援機能の充実を図っています。利用料は無料です。(材料費などの実費はいただく場合があります。)		○					継続	こども育成課
	28	つどいの広場事業	未就園の子どもとその保護者を対象に、地域で保護者同士が情報交換や交流ができる場を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくりの支援を実施しています。利用料は無料です。(託児料、材料費などの実費はいただく場合があります。)		○					継続	こども育成課
	29	保育園保育料の軽減	保育を希望するすべての子どもの受入れができるよう、保育料は、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本としています。多子世帯を含む低所得世帯やひとり親世帯に対しての保育料の軽減の拡充を図っています。		○					継続	保育課
	30	ひとり親相談事業	ひとり親家庭等の身上相談に応じ、その自立に必要な助言を行うことで、子どもの養育環境の改善を図ります。		○					継続	こども福祉課
	31	高等職業訓練促進事業費給付事業	母子家庭の母が、就職に有利な資格を取得するため養成機関(1年以上のカリキュラム)に修学する場合、その期間の生活の負担軽減を図り、資格の取得を促進することで母子家庭の経済的安定を図ります。			○				継続	こども福祉課
	32	児童扶養手当給付事業	離婚など事情により、お子さんの養育に経済的困難を抱える方を対象に手当を支給し、ひとり親家庭の経済的安定を図ります。				○			継続	こども福祉課
	33	職業・労働相談	求職中の方を対象とした就職相談を始め、雇用、賃金、労働時間、職場のトラブルなど労働問題全般について、専門の相談員が相談に応じます。ハローワークの求人票の閲覧もでき、子育て中の親に就業の機会を提供します。			○				継続	労政課
	34	コワーキングスペース活用型人材育成事業	コワーキングスペースを利用して、女性がITツールを使えるスキルを勉強会で得て、スキルアップし、子育て中の在宅ワークができるように支援します。		○	○				継続	労政課
	35	市営住宅入居者で、未成年者がいる母子家庭等に対する家賃の減免	著しく世帯収入の低い母子世帯等について、家賃を減免することにより、入居者の居住の安定を図り、子どもの貧困対策につなげます。		○					継続	住宅課

子どもの権利項目 ※10	No.	事業名等	事業内容	大綱に基づく ※11 重点施策項目分類						今後の方向性	担当課	
				教育の支援	生活の支援	親の就労支援	経済的支援	調査研究等	施策の推進			
育ち学ぶ施設における権利の保障と支援	36	生活保護世帯の子どもに対する学習支援	生活保護家庭の子どもを対象として、子ども専門支援員が自宅を訪問し、学習支援を行うとともに、保護者からの養育相談に対応することで、子どもの成育環境の改善を図ります。	○	○						継続	生活保護課
	37	放課後子ども教室推進事業	放課後留守家庭に限らず、全小学生を対象とした放課後の居場所を設置しています。平成20年度から奈川小学校区、源池小学校区で開設し、23年度からは安曇小学校区など4校区で新たに開設し、全6教室を実施しています。	○							拡充	こども育成課
	4	子どもの居場所づくり事業【再掲】	子どもの孤食や欠食を防ぐとともに、学習支援や保護者支援を行い、地域の中に健康と安全を守るための居場所づくりを促進します。	○	○						新規	こども福祉課
	5	三世代交流食堂事業【再掲】	子どもの孤食や欠食を防ぐための食事提供や、こどもが安心して過ごせる居場所を提供し、地域と交流することにより、お互いを支え合う仕組みをつくります。	○	○						新規	こども福祉課
	38	自立支援教員・中学校学力向上推進教員等配置事業	市内小学校・中学校に配置している市費教員について、「新たな不登校を生まない取組み」、「不登校状態の改善」等、不登校児童生徒対策に取り組みます。各校の実情に合わせて個に寄り添った支援により社会的自立を目指します。	○							継続	学校指導課
	39	スクールソーシャルワーカー等による支援体制の整備	貧困家庭を含めた小中学生及び保護者等を対象に、社会福祉主事経験者をスクールソーシャルワーカーとして活用し、不登校、いじめ、学級・学習不適応などの適応指導における相談体制の充実を図ります。	○	○						継続	学校指導課
	40	夜間中学・学級の研究、学習機会の確保	全ての児童生徒等の学習機会の保障を目的に、夜間中学の役割、意義などについて県と連携して研究を行います。	○							継続	学校指導課
	41	放課後の子どもの学習会の実施	子どもの発達と子育て、児童・障害者福祉など、子どもを取り巻く様々な課題について学習を深めるとともに、参加者それぞれの立場から自由に意見交換を行います。	○							継続	生涯学習課 中央公民館
	42	松本市ヤングにほんご教室	学齢期を過ぎても高校へ通えていない外国籍の子どもたち、また、中学生や高校生の外国籍の子どもたちを対象に日本語指導及び教科指導、また就労支援を行います。	○							継続	生涯学習課 中央公民館
	43	中信にほんごひろば	庄内地区近隣に住む、日本語を母語としない子どもへの日本語学習支援を通して、多文化共生社会の実現に向け、外国籍の方々と交流を図る機会とします。	○	○						継続	生涯学習課 庄内地区 公民館
	44	松本版・信州型コミュニティスクール事業	小中学校を対象に、各校にコミュニティスクール運営委員会を設置し、学校・家庭・地域の連携協働による持続可能な学校支援の仕組みづくりを目指します。有効に機能することで、教育費用等の家庭負担の軽減につなげます。	○	○		○				継続	学校指導課
	45	日本語を母語としない児童生徒支援事業（松本市子ども日本語教育センター）	日本語を母語としない児童生徒への支援を目的に、田川小学校内に松本市子ども日本語教育センターを設置し、日本語教育に関する相談業務、コーディネイト業務や、小・中学校で日本語教育支援員等による派遣授業を実施しています。	○	○						継続	学校指導課
	46	要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、等しく教育が受けられるよう、教育費の一部として新入学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、学用品費等を援助するものです。学校を通して、全保護者に制度について周知しています。	○	○						新規 拡充	学校教育課
	47	松本市育英資金奨学金制度	意欲と能力がある学生等が、経済的理由により進学を断念することがないように、奨学資金を貸与するものです。貸与した奨学金は、要件が整えば返済が免除される償還免除制度もあります。	○			○				継続	学校教育課
48	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の負担を軽減して、障害のある児童生徒が等しく教育を受けられるよう、教育費の一部を援助するものです。	○			○				継続	学校教育課	

子どもの権利項目 ※10	No.	事業名等	事業内容	大綱に基づく ※11 重点施策項目分類					今後の方向性	担当課	
				教育の支援	生活の支援	親の就労支援	経済的支援	調査研究等			施策の推進
地域における権利の保障と支援	49	子どもの生活支援	週1~2回保育士による育児相談を実施しています。その中で利用者の服装や様子等を見守り、気になることがあれば声掛けをして、必要があれば担当課につなげます。		○					継続	人権・男女共生課
	50	放課後児童健全育成事業	保護者の就労等により放課後留守家庭となる小学生を対象に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るために、児童館・児童センター等で実施しています。利用料は2人目以降は半額で、また生活保護受給世帯、ひとり親家庭などは減免されます。		○					継続	こども育成課
	37	放課後子ども教室推進事業【再掲】	放課後留守家庭に限らず、全小学生を対象とした放課後の居場所を設置しています。平成20年度から奈川小学校区、源池小学校区で開設し、23年度からは安曇小学校区など4校区で新たに開設し、全6教室を実施しています。	○						拡充	こども育成課
	51	子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」	不登校等で、引きこもりがちの小・中学生などの居場所として、子どもや保護者の相談に応じ、学習支援を行います。	○	○					継続	こども育成課
	4	子どもの居場所づくり事業【再掲】	子どもの孤食や欠食を防ぐとともに、学習支援や保護者支援を行い、地域の中に健康と安全を守るための居場所づくりを促進します。	○	○					新規	こども福祉課
	5	三世代交流食堂事業【再掲】	子どもの孤食や欠食を防ぐための食事提供や、こどもが安心して過ごせる居場所を提供し、地域と交流することにより、お互いを支え合う仕組みをつくりまします。	○	○					新規	こども福祉課
	44	松本版・信州型コミュニティスクール事業【再掲】	小中学校を対象に、各校にコミュニティスクール運営委員会を設置し、学校・家庭・地域の連携協働による持続可能な学校支援の仕組みづくりを目指します。有効に機能することで、教育費用等の家庭負担の軽減につなげます。	○	○		○			継続	学校指導課
その他関連する取組み	52	ひとり親家庭に対する実態調査	児童扶養手当を受給している家庭に対し「子育てに関して困っていること」などのアンケートを行い、子供の貧困対策につなげます。					○		継続	こども福祉課
	53	子どもの貧困対策活動団体連絡会議の開催	子どもの貧困対策に取り組む団体との連携により、より効果的な対策の実現、実施を目指します。						○	継続	こども福祉課
	54	子どもにやさしいまちづくり推進計画の検証	子どもにやさしいまちづくり推進庁内調整会議を通じて計画の内容や実施状況について協議し、市民・有識者で構成する子どもにやさしいまちづくり委員会で計画の検証を行います。						○	継続	こども育成課

<参考資料1>

松本市ひとり親家庭実態調査結果

- 【実施時期】 平成28年8月1日から8月31日まで
- 【調査対象】 松本市在住の児童扶養手当受給資格者
- 【実施方法】 児童扶養手当現況届提出の際に窓口で受取り
- 【回答状況】 1,024件、対象世帯数2,295世帯 回答率44.6%

1 回答者と子どもの関係

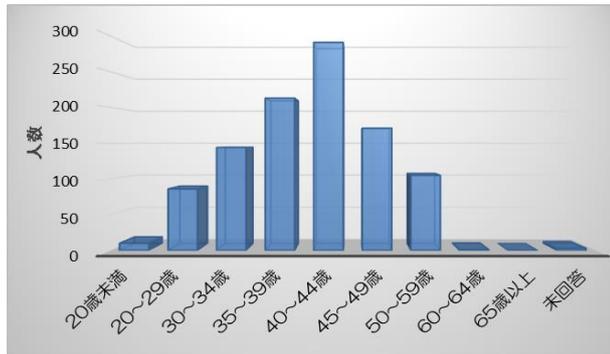
「母親と子ども」世帯の割合が高く、全体の約95%を占めています。

選択項目	全 体	
	世帯数	割合(%)
父親	48	4.7
母親	967	94.4
祖父母等	6	0.6
未回答	3	0.3
合計	1,024	

2 保護者の年齢

40～44歳の親が28.4%と最も多く、この年齢層から離れるほど割合が低くなっています。

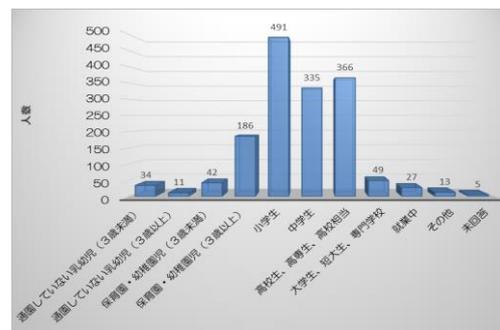
選択項目	全 体	
	世帯数	割合(%)
20歳未満	10	1.0
20～29歳	86	8.4
30～34歳	144	14.1
35～39歳	213	20.8
40～44歳	291	28.4
45～49歳	171	16.7
50～59歳	105	10.3
60～64歳	1	0.1
65歳以上	0	0.0
未回答	3	0.3
合計	1,024	



3 子どもの状況 (年齢など)

回答が得られた世帯に属する子どもの総数は1,559人で、このうち491人(31.5%)が小学生でした。ただし、学齢別で見た場合、小学生は1学年当たり100人を下回っているのに対し、中学生、高校生等は100人を上回っています。

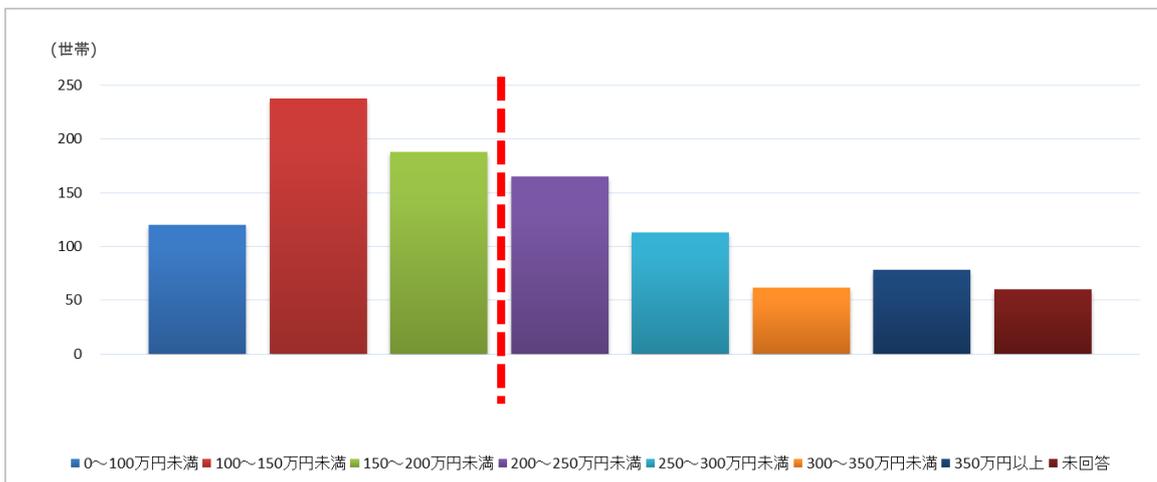
選 択 項 目	全 体	
	人数(人)	割合
通園していない乳幼児(3歳未満)	34	2.2%
通園していない乳幼児(3歳以上)	11	0.7%
保育園・幼稚園児(3歳未満)	42	2.7%
保育園・幼稚園児(3歳以上)	186	11.9%
小学生	491	31.5%
中学生	335	21.5%
高校生、高専生、高校相当	366	23.5%
大学生、短大生、専門学校	49	3.1%
就業者	27	1.7%
その他	13	0.8%
未回答	5	0.3%
合計	1,559	



4 世帯の収入状況

世帯の収入に関しては、100～150万円との回答が最も多く、全体の23.3%を占めています。最も少ないのは300～350万円との回答で、全体の6.1%にとどまりました。

国が平成23年に実施した全国母子世帯等調査で、ひとり親世帯年収の中央値を200万円としていることを受け、この値を基準値として分析を行いました。



5 親の雇用形態

親の雇用形態では、収入が200万円以上の世帯では正社員が、200万円未満の世帯では非正規雇用が最も多い結果となりました。

また、就労率としては、回答が得られた世帯の約9割が働いており、全国母子家庭の平均である80.8%(平成23年度全国母子世帯等調査)を大きく上回っています。

収入が200万円以上

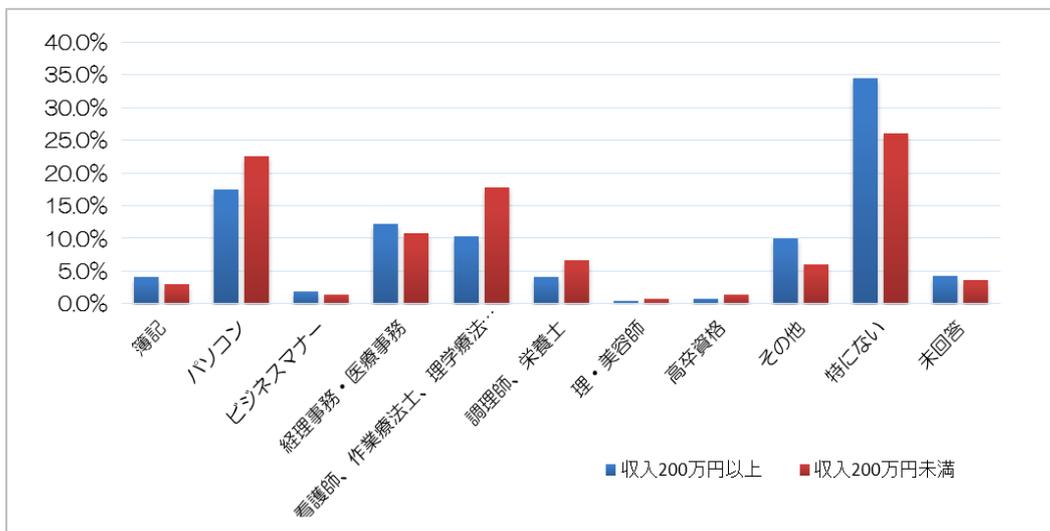
収入が200万円未満



6 今後身に付けたい資格

収入が200万円未満の世帯では、「看護師」等の就職に結び付きやすいと思われる資格や、「パソコン」など広い職種に活かせる資格に希望が集まっています。

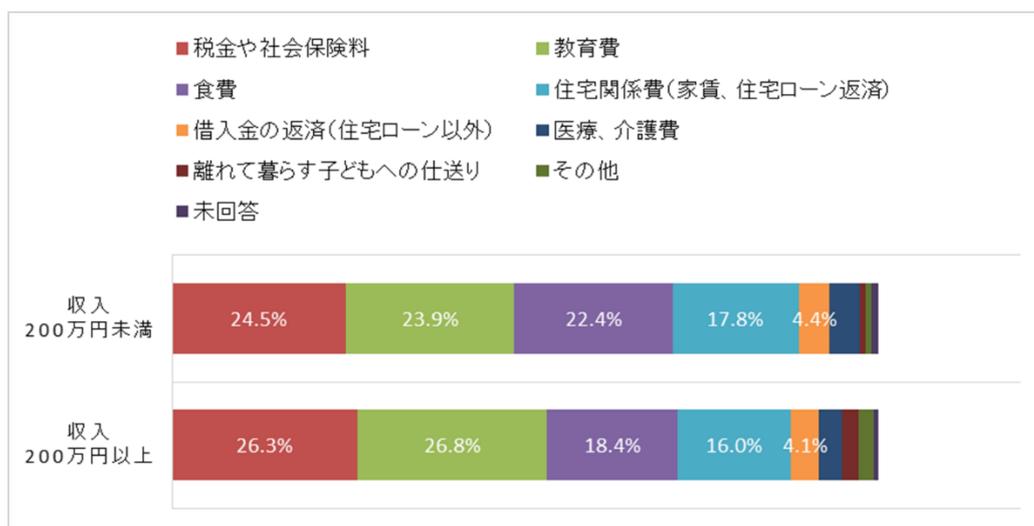
一方、200万円以上のグループでは「特にない」が34.4%と、全体の3分の1は自己投資の必要性を感じていないか、余裕がないことがうかがえます。



7 家計の中でお金がかかると感じるもの

家計の中でお金がかかると感じるものに対する質問では、二つのグループを比較したとき、200万円未満のグループで「食費」(22.4%)に対する負担感が高い傾向と、200万円以上のグループでは「税金や社会保険料」(26.3%)や「教育費」(26.8%)に対する負担感が高い傾向が見られました。

収入が少ないほど、生活に直結した支出に対する負担感が大きく、収入が増えると、子どもに対する支出にシフトすることがうかがえます。



8 養育費の取り決め方、支払い状況

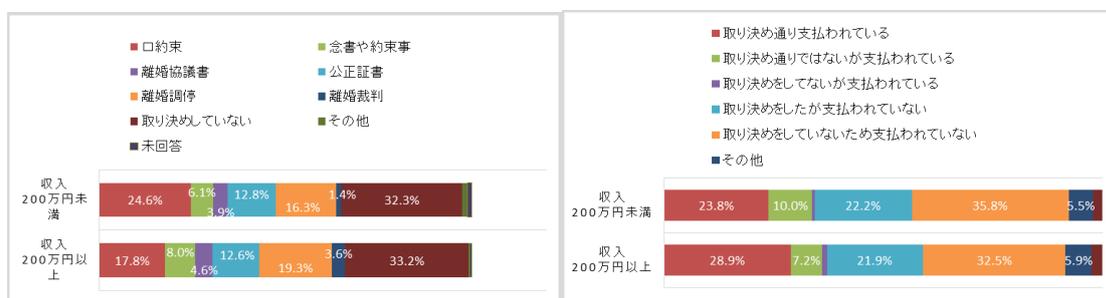
離婚された方に対する養育費に関する質問では、二つのグループを比較したとき、養育費の取り決めに関する質問で 200 万円未満のグループで「口約束」(24.6%)が多いことと、養育費の支払いに関する質問で 200 万円以上のグループで「取り決め通り支払われている」(28.9%)割合が高いことが分かりました。

離婚原因としては、配偶者の養育力不足やDVなどが予想されますが、きちんとした取り決めがないままに離婚したような場合、養育費が支払われず、収入が減少していることが分かります。

また、双方のグループで6割を超える世帯で養育費を受け取れておらず、ひとり親が困窮する大きな原因であることがうかがえます。

養育費の取り決め方

養育費の支払い状況

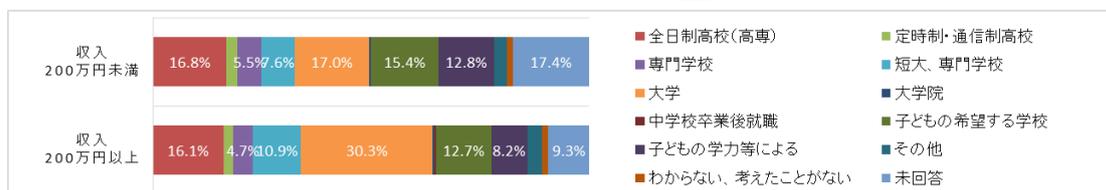


9 子どもの進路に対する希望、学習の支援に対する希望

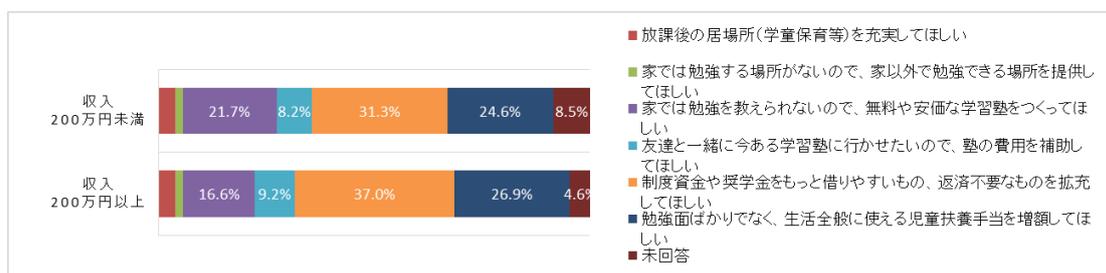
子どもの進路、学習に関する質問では、収入が少なくなるほど大学進学に対する希望が低下(13.3ポイントの差)するとともに、「未回答」の割合も高くなり(8.1ポイントの差)、親は将来ビジョンを持ちにくくなっている状況が分かりました。

また、学習支援に対するニーズでは、二つのグループを比較したとき、収入が 200 万円未満のグループでは、学習の機会提供に対するニーズが高い一方(5.1ポイントの差)、収入が 200 万円以上のグループでは、奨学金や児童扶養手当といった給付の充実を求める声が多くなっています(5.7ポイントの差)。

子どもの進路に対する希望



学習の支援に対する希望

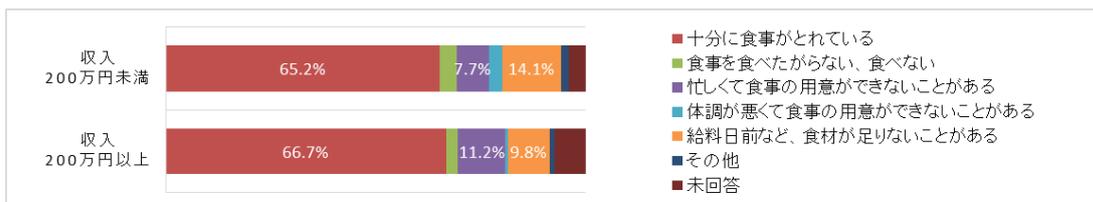


10 子どもの食事全般、要望

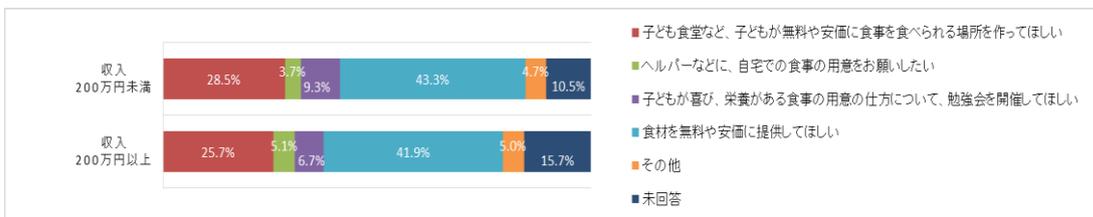
子どもの食事に関する質問では、3割強の世帯が何らかの課題を感じており、「給料日前に食材が足りないことがある」の項目に関しては、二つのグループの間に開きが見られました（4.3ポイントの差）。

また、「子ども食堂」などに関する回答では、双方のグループで、4分の1以上の世帯に希望があることが分かりました。

子どもの食事全般について



子どもの食事に関する要望



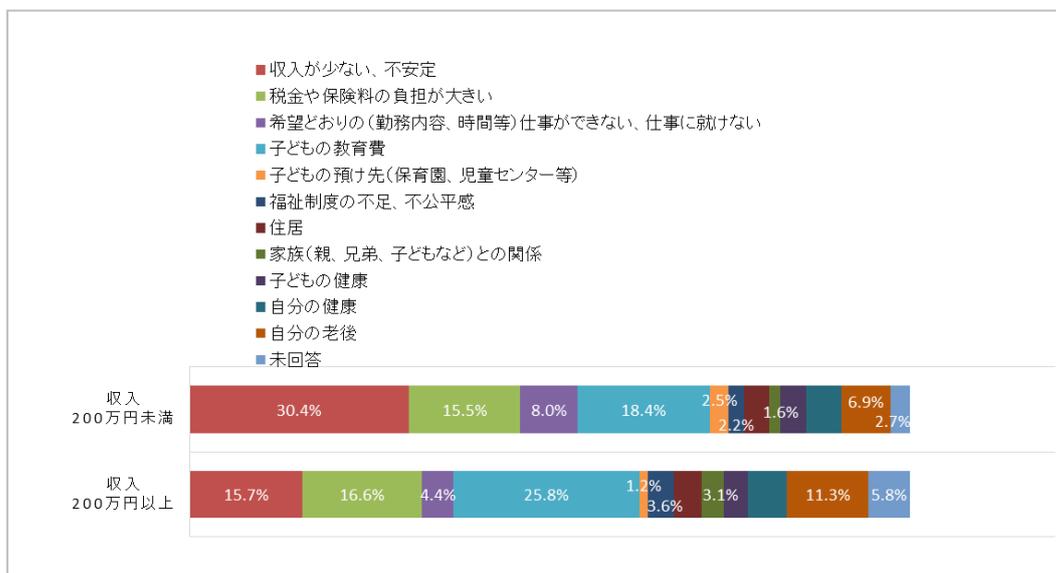
11 現在心配なこと

心配ごとに関する質問でも、二つのグループに大きな差が見られました。

収入が200万円未満の世帯では、「収入が少ない、不安定」（30.4%）を始め、「仕事」（8.0%）に対する心配の声が多いことが分かりました。

一方で、収入が200万円を超える世帯では、「子どもの教育費」（25.8%）を心配する答えが最も多くなっています。

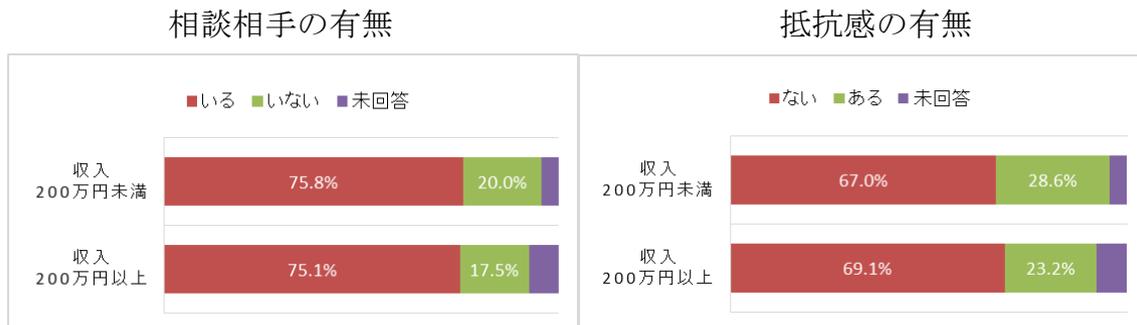
収入が少なくなると、子どもに関連する支出に気をまわすことが難しくなる様子が見えてきます。



12 子育て不安に関する相談相手、抵抗感の有無

子育ての不安に関する相談相手、抵抗感の有無に関する質問では、収入が200万円未満のグループともう一方のグループと比較して「相談相手がいない」との回答が2.5ポイント、「相談することに抵抗がある」との回答が5.4ポイント上回っています。

経済的に苦しい世帯の方が、相談相手に恵まれず、抵抗感から相談に至ることも少ないと思われることが分かりました。



<参考資料 2 >

子どもの現状

1 児童虐待について

虐待件数の推移

(単位：件)

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
全国児相相談件数	59,919	66,701	73,802	88,931	103,260
長野県児相相談件数 (市町村含まず)	767	1,014	1,358	1,638	1,761
長野県市町村件数	787	861	908	1,063	1,163
松本市件数	51	30	21	33	8

2 いじめについて

全国と長野県いじめの件数の推移

(1) 小学校

(単位：件)

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
全 国	33,124	117,383	118,748	122,734	151,190
長野県	335	907	670	674	823

(2) 中学校

(単位：件)

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
全 国	30,749	63,634	55,248	52,971	59,422
長野県	448	850	628	710	625

(3) 本市のいじめ件数

(単位：件)

区 分	23 年 11 月	24 年 11 月	25 年 11 月	26 年 11 月	27 年 11 月
小学校	35	49	58	29	82
中学校	24	29	30	24	40
計	59	78	88	53	122

3 不登校について

(1) 本市の不登校の状況について

(単位：人)

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
不登校児童数	62	56	51	75	88
不登校生徒数	220	207	210	212	235
計	282	263	261	287	323

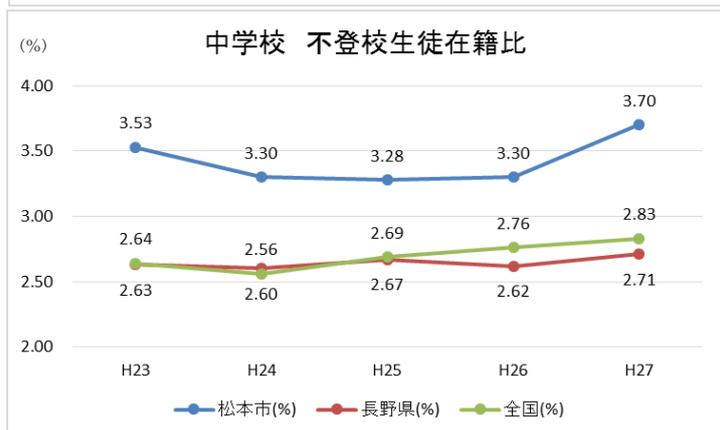
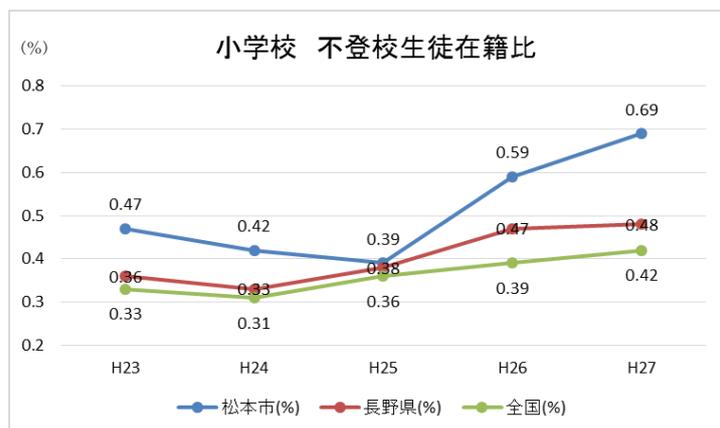
(2) 長野県不登校児童生徒の直接のきっかけ別割合（平成 26 年度・複数回答）

（単位：％）

	区 分	小学校	中学校
学 校	いじめ	1.1	0.8
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	14.3	19.8
	教師との関係をめぐる問題	5.4	2.1
	学業の不振	10.6	20.6
	進路にかかる不安	0.7	2.3
	クラブ活動、部活動等への不適応	0.2	2.6
	学校のきまり等をめぐる問題	0.4	1.3
	入学、転編入学、進級時の不適応	2.2	3.8
家 庭	家庭の生活環境の急激な変化	8.7	5.2
	親子関係をめぐる問題	16.5	10.6
	家庭内の不和	5.6	4.2
本 人	病気による欠席	8.5	9.4
	あそび・非行	0.2	4.3
	無気力	14.1	22.7
	不安などの情緒的混乱	45.0	32.8
	意図的な拒否	3.5	3.9
	その他本人に関する問題	4.4	8.9

（長野県教育委員会児童生徒の問題行動調査より）

(3) 不登校生徒在籍比の推移



(4) 本市の中間教室の状況について

中間教室在籍で登校できるようになった児童生徒の数 (単位：人)

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
児童在籍数	15	13	12	7	12
生徒在籍数	54	48	43	48	46
計	69	61	55	55	58
復帰数	13	29	38	33	26

4 生活保護教育扶助について

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
受給世帯数	91	92	90	77	77
受給人員数	135	139	136	112	105

5 就学援助について

(単位：人)

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小学校	1,962	1,941	1,897	1,809	1,743
中学校	1,063	1,102	1,138	1,183	1,178
合計	3,025	3,043	3,035	2,992	2,921

6 障害のある子どもについて

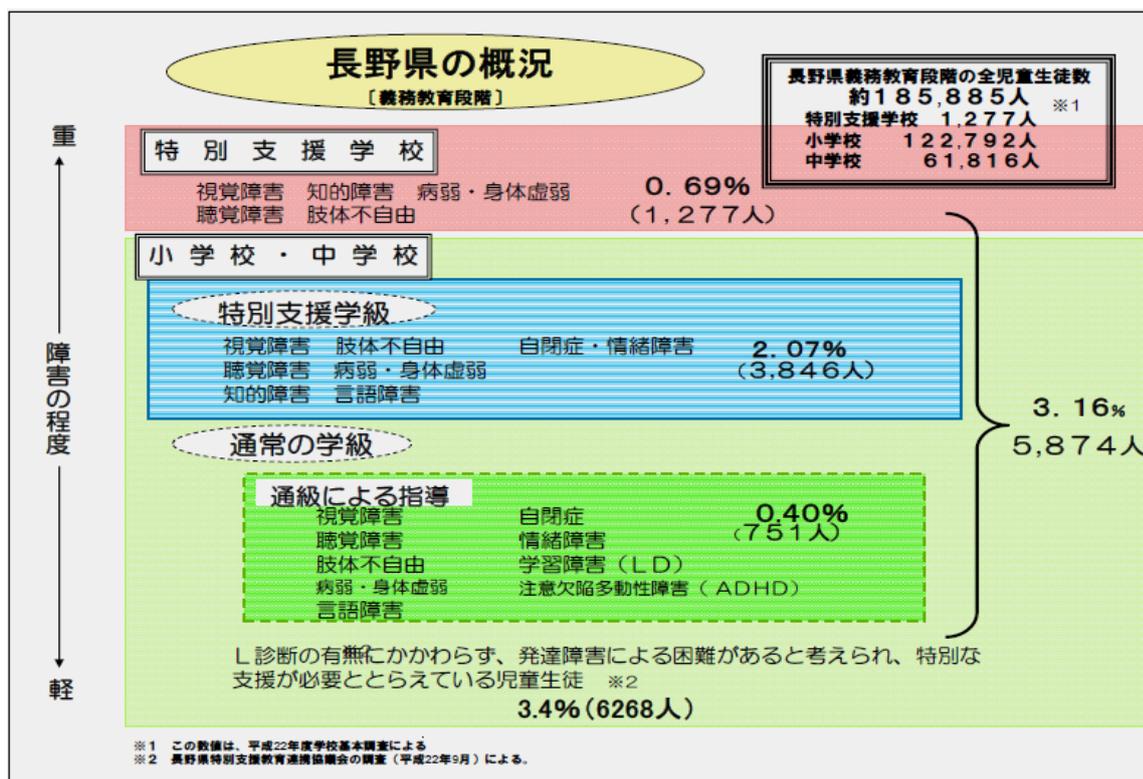
(1) 松本市の障害児の状況

(単位：人)

区分	身体障害				知的障害			精神障害		
	視覚	内部	聴覚 言語	上下肢 体幹	重度	中度	軽度	1級	2級	3級
23年度	16	25	55	112	146	111	197	10	4	3
24年度	15	32	51	124	153	105	219	12	11	7
25年度	14	45	54	131	101	138	258	15	18	8
26年度	13	46	46	123	152	104	293	16	20	8
27年度	12	32	52	109	128	82	265	22	22	5

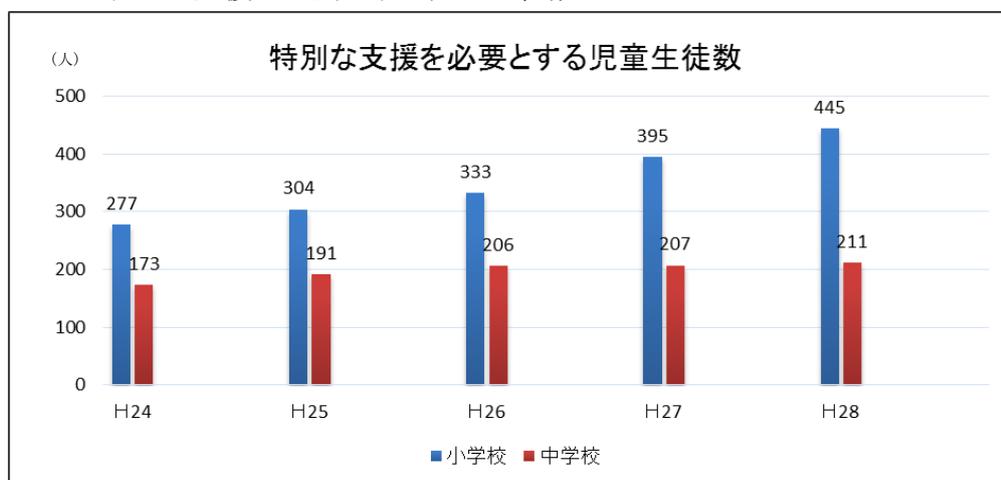
※精神障害は精神保健福祉手帳交付者数

(2) 長野県の特別支援教育の状況（平成23年度）

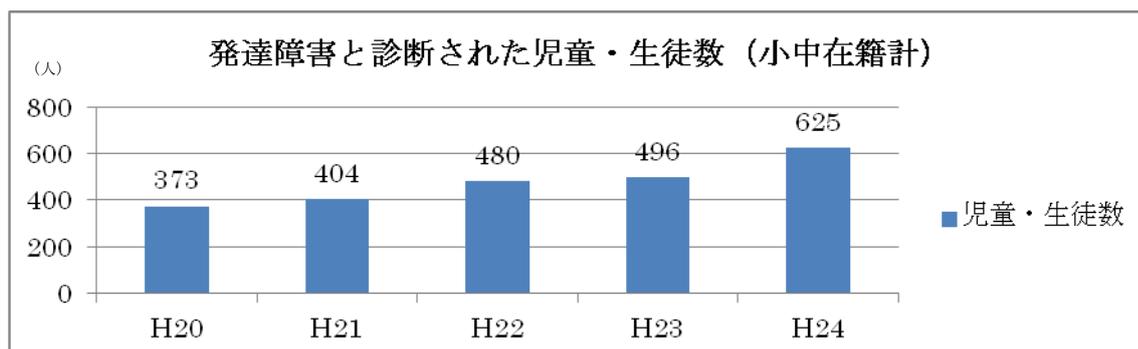


（長野県特別支援教育推進計画より）

ア 特別な支援を必要とする児童生徒数

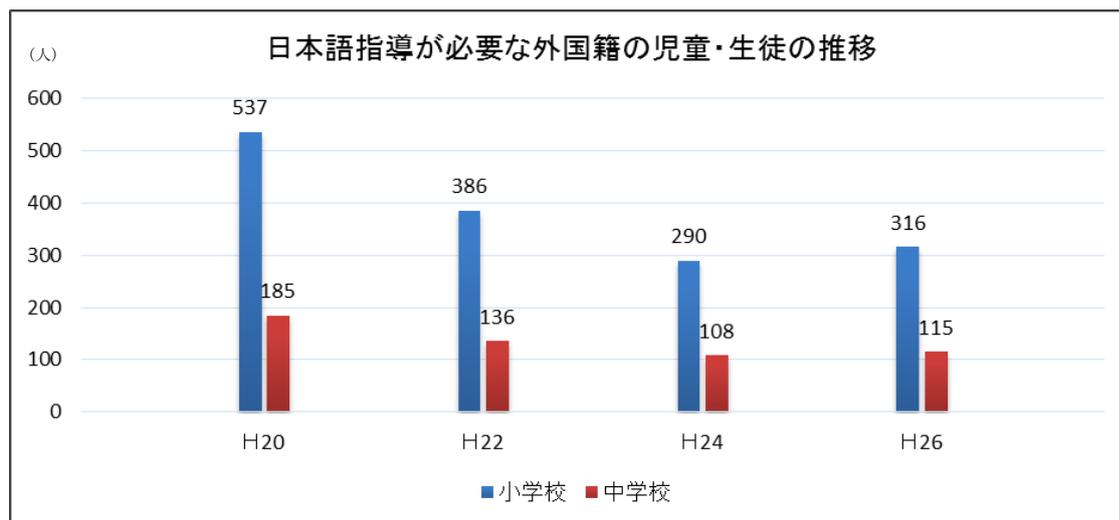


イ 発達障害と診断された児童数の推移



7 外国籍の児童について

(1) 日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒の推移



(グラフで見る長野県の教育より)

(2) 長野県の学齢期の外国人住民数 (H25.5.1)

(単位：人)

公立・私立小中学校	朝鮮初中級学校	母国語教室 (ブラジル)	就学状況不明
1,465※	60	55	267

※うち日本語指導が必要な児童は430人

<参考資料3>

○松本市子どもの権利に関する条例

平成25年3月15日

条例第5号

前文

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に生まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。

子どもは、赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力をもっています。

子どもは、障がい、国籍、性別などにかかわらず、また、貧困、病気、不登校などどんな困難な状況にあっても、尊い存在として大切にされます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。

子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとなのいい人間関係をつくるようになります。

おとなは、子どもの思いを受け止め、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合います。おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを支援します。そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことができるよう支援されます。

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。そんな松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約など」といいます。）の理念をふまえ、ここに松本市子どもの権利に関する条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例で「子ども」とは、松本市に住んでいたり、学んでいたり、活動をしていたりしている18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人も含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

3 この条例で「保護者」とは、親や児童福祉法に定める里親その他親に代わり子どもを養育する人をいいます。

（市やおとなの役割）

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成や健やかな成長の基礎となる大切な場であること、そして子育てに第一に責任を負うことを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者、管理者や職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。

5 市、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者（以下「市など」といいます。）は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、お互いに連携し、協働して子どもの育ちを支援します。

6 市は、国、県その他の地方公共団体などと協力して子どもに関する施策を実施すると

ともに、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者がその役割を果たせるよう必要な支援に努めます。

第2章 子どもにとって大切な権利と普及

(大切な権利)

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

- (1) かけがえのない自分が大切に尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。
- (2) 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。
- (3) 自分の考えや意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。
- (4) 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。

(子どもの権利の普及と学習への支援)

第5条 市は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその普及に努めます。

- 2 市は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めます。
- 3 市は、育ち学ぶ施設関係者その他子どもにかかわる仕事や事業をするうえで関係のある人に対して子どもの権利についての理解を深めることができるよう研修の機会の提供などに努めます。
- 4 市は、市民が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めます。

(子どもの権利の日)

第6条 市は、子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるため、松本子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

- 2 権利の日は、11月20日とします。
- 3 市は、権利の日にふさわしい事業を市民と連携し、協働して実施します。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援

(子どもの安全と安心)

第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

- 2 市などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心でき

る生活環境を守るよう努めます。

- 3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。

(家庭における権利の保障と支援)

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。

- 3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携し、協働して支援するよう努めます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。

- 3 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や市民に対して育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携し、協働して施設を運営するよう努めます。

(地域における権利の保障と支援)

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。

- 3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしくみを設けるよう努めます。

- 2 市は、子どもが利用する施設の設置や運営さらには子どもにかかわることがらを検討するときなどは、子どもが考えや意見を自由に表明したり、参加したりすることができるよう必要な支援に努めます。

- 3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、子どもが施設の運営又は地域での活動などについて考えや意見を表明し、参加できるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切に主体的な活動を支援します。

- 4 市などは、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重する

とともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。

(情報の提供)

第12条 市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市の子ども施策や育ち学ぶ施設の取組みなどについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。

(子どもの居場所)

第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

(環境の保護)

第14条 市などは、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。

2 市などは、災害から子どもを守るために、日頃から防災や減災に努めるとともに、子どもが自分を守る力をつけることができるよう支援します。

第5章 子どもの相談・救済

(相談と救済)

第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

(子どもの権利擁護委員)

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

2 擁護委員の定数は、3人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。

4 擁護委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

5 市は、擁護委員の職務を補佐するため、調査相談員を置きます。

(擁護委員の職務)

第17条 擁護委員の職務は、次のとおりとします。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。

(2) 子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。

(3) 前号の勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

(公表)

第18条 擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

2 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告するとともに、広く市民にも公表します。

(尊重と連携)

第19条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

2 保護者、育ち学ぶ施設関係者や市民は、擁護委員の活動に協力するよう努めます。

3 擁護委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携し、協働します。

(勧告などの尊重)

第20条 勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

第6章 子ども施策の推進と検証

(施策の推進)

第21条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利を尊重した施策を推進します。

2 市は、施策を推進するために必要な行政体制を整備します。

(推進計画)

第22条 市は、施策を推進するにあたり、子どもの状況を把握し、現状認識を共通にし、市などが連携し、協働できるよう子どもに関する資料をまとめ、検証するとともに、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するため、子どもの権利に関する推進計画（以下「推進計画」といいます。）をつくりま

す。

2 市は、推進計画をつくる際には、子どもをはじめ市民や、第23条に定める松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の意見を聴きます。

3 市は、推進計画及びその進行状況について、広く市民に公表します。

(子どもにやさしいまちづくり委員会)

第23条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するとともに、この条例による施策の実施状況を検証するため、松本市子どもにやさしいまちづ

くり委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

- 2 委員会の委員は、15人以内とします。
- 3 委員は、人権、健康、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識のある者や市民のなかから市長が委嘱します。
- 4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

（委員会の職務）

第24条 委員会は、市長の諮問を受けて、又は委員会の判断で、次のことについて調査や審議を行います。

- (1) 推進計画に関すること。
- (2) 子どもに関する施策の実施状況に関すること。
- (3) その他子どもにやさしいまちづくりの推進に関すること。

- 2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。

（提言やその尊重）

第25条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他執行機関に報告し、提言します。

- 2 市長その他執行機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

（委任）

第26条 この条例で定めることがら以外に必要なことがらは、市長が別に定めます。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、別に市長が定めます。

（平成25年規則第28号で平成25年6月24日から施行）

（松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正します。

別表第2 予防接種健康被害調査委員会委員の項の次に次のように加えます。

子どもの権利擁護委員			10,000	
子どもにやさしいまちづくり委員会委員			7,100	5,000